

本日の会議に付した事件

平成30年第2回山元町議会定例会(第4日目)

平成30年6月14日(木) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第28号 山元町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第29号 山元町農村地域工業導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
- 日程第 4 議案第30号 東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第31号 山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第32号 山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第33号 山元町駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第34号 平成30年度 消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約について
- 日程第 9 議案第38号 平成30年度山元町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第27号 山元町東日本大震災遺構保存条例(委員長報告)
- 日程第11 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第12 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成30年第2回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、6番岩佐秀一君、7番菊地康彦君を指名します。

議 長(阿部 均君) これから議長諸報告を行います。

委員会調査報告書及び継続調査申し出書等の受理、産建教育常任委員会委員長から委員会審査報告書、総務民生常任委員会委員長及び産建教育常任委員会委員長から閉会中の調査報告書、各常任委員会委員長から視察研修報告書と閉会中の継続調査申し出書が提出されたので、その写しを配布しております。

閉会中の議員派遣の報告、山元町議会会議規則第126条第1項の規定によりお手元に配布のとおり、議長において決定したので報告します。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第28号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第28号山元町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.8、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関し、任命権者の報告事項が追加されたことから所要の改正を行うものであります。

1の改正内容でございますが、人事行政の運営状況について、任命権者が町長に対する報告事項を定めた地方公務員法が改正され、報告事項に人事評価及び退職管理の項目が追加されたことに伴い、本条例で定めている報告事項についても改めるものであります。

改正後に追加された報告事項でございますが、こちらの記載の表の左側、こちら改正後になりますが、こちらに記載のとおり、職員の人事評価の状況、職員の休業の状況、職員の退職管理の状況を追加いたしまして、人事評価を追加した関係から勤務成績の評価を削除したものであります。

2の施行期日でございますが、公布の日とするものでございます。

以上、議案第28号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第28号山元町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3．議案第29号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。それでは、議案第29号山元町農村地域工業導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

条例議案の概要で説明しますので、配布資料No.9をお手元にご準備願います。

提案理由ですが、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、農村地域工業導入地区を定めていた省令を廃止する農村地域工業等導入促進法第10条の地区を定める省令を廃止する省令が、平成30年3月30日付で施行されたため、条例を廃止するものです。

なお、この条例が規定しておりました固定資産税の課税免除等につきましては、地域未来投資促進法に基づき、平成30年第1回議会定例会で一部を改正しました山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例、こちらに継承されております。

施行期日ですが、公布の日から施行するものです。

以上が議案第29号の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第29号山元町農村地域工業導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第30号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。議案第30号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例議案の概要で説明しますので、配布資料No.10をお手元にご準備願います。

提案理由ですが、国が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の財政支援を延長したことから、所要の改正を行うものです。

改正内容でございますが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等

から山元町に平成31年3月31日までに転入し、国民健康保険に加入したものについて、平成30年度分の国民健康保険税を次のとおり減免するものです。

初めに、全部減免の対象となる区域が変更となされており、平成28年度中に居住制限区域が解除された区域である旧居住制限区域、アンダーラインの箇所になりますが、こちらが平成30年度では旧避難指示区域等に含まれております。

また、一部減免につきましては、平成30年度の財政支援の対象から外れたものになります。

続きまして、施行期日等ですが、公布の日から施行しまして、平成30年度の課税に適用するものです。

以上が議案30号の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第30号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5．議案第31号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第31号山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料No.11、条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願い申し上げます。

提案理由ですが、こちら放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が3月30日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてですが、2点ございまして、1つ目は、こちら（1）ですが、放課後児童クラブの支援に関する基礎資格の明確化でございまして、教職員の免許状を有する者は、更新の有無にかかわらず、資格を有することとする者でございまして、

2つ目は、こちら（2）となりますが、放課後児童クラブの支援員の資格要件の拡大

でございます、高校を卒業していない方に関する資格要件を新たに規定する改正でございます。

次に、施行の期日は公布の日とさせていただきたいと思っております。

以上、議案第31号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、今の説明でさっぱりわがねんだけんと、あの放課後児童支援の基礎資格の明確化ということで、このとおりの説明してねえんだけんと、もっと簡単に説明したよなだけんと、ここから理解するのは、学校の教諭、今までだったら、学校の教諭はその対象になっけんとも、ただ、教諭資格を持っていても教員でない人はその対象になんないかったのが、学校経験してなくても資格を持っていればその基礎資格というのは得られるというような、これを読むと私の頭ではそういう理解すだけんと、そういうことなのかどうか確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちらの改正内容なんです、従来から教職員の資格免許を持っている方については、この放課後児童クラブの支援員の県の資格を受ける権利があるということずっと制度は続いてきたんですが、今般、教職員の講習を受けないと、実際に現場で教壇に立つ教師については、その更新を受けないと、免許の更新を受けないと教壇させないというふうな改正がございまして、それを踏まえ、じゃ実際そういうふうな新しい制度に変わったのに、放課後児童クラブの支援員としてはその講習を受けた者じゃないとだめなんですかというふうなグレーな部分が今回出てきました。それを明確化、はっきりさせるために今回新たに改正ということでして、言い回しがちょっと難しいんですが、内容としては、教壇に立つための免許の更新講習を受けなくても大学等で免許を、教職員の免許を持っている者については、放課後児童クラブの支援員としてなり得るというふうな明確化と、更新を受けていない者であっても、免許さえ持っていればなれるんだよというふうな明確化というふうな言葉でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。そういう経験のない人でも、直接経験のない人でも今後はできるという緩和というか、いうふうな内容ということですね。

下のほうの資格要件の拡大についても、これはそれを踏まえた上での話なのか、これは資格を持ってなくても5年以上、放課後児童に従事した者であって、町長が認めればいいですよというふうな理解でいいのでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのお尋ねのとおりでございます、今回は資格要件の拡大ということでして、従来までは高校を卒業されている方については、2年間、このような子育てに関する事業を実務を経験積めばですね、実際の支援員としてなる資格を得ることができたんですが、今回、拡大ということで、高校卒業されていない方に関しても枠を広げるといふことの拡大でございます。

なお、高校卒と中卒との違い、その3年間ですね、そこを踏まえ実際高校を卒業された方は2年間の実務経験ということですが、高校を卒業されていない方に関しては、5年間の実務経験を必要とするというようなことをもって支援員となれるというふうな拡

大の一つでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。このような改正の背景にはどんなことがあってこういった改正、規制緩和というか、なかなか集まらないとか、公募してもというような背景の中で国が地方をおもんばかってといたしますか、現場のことを思って上でこういった改正をしたのか、現状、とりわけこの改正することによって山元町の現状はどのような影響が生まれてくるのか、いい方向に行くのか悪い方向に行くのか、確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回の拡大の改正の趣旨、背景でございますが、まず、今おっしゃったように、将来的に放課後児童クラブの支援員に不足が生じないように。あと、今後、放課後児童クラブを事業させていくため、できるだけ多くの支援員を確保する必要があると。

あと、放課後児童クラブの支援員の認定資格でございますが、放課後児童クラブで働く職員の中で実践や運営に責任を持たせる職務につくのが想定される資格でありますので、まずは実務経験、高校卒業されない方であっても5年程度の実務経験を要して勤めていただければというふうなことでございます。

あとは、現状なんです、今回の放課後児童クラブの勤務経験は豊富であるが、高校を卒業していないために実際の県の研修を受けられないというふうな全国的にそういう方もいらっしまったもので、主に人材確保というのが一つの要因とっております。

山元町の現在の放課後児童クラブの支援員の現状の有資格者、採用している人についての条件は今回は該当する者はございません。中に教職員の免許を持たれている方、お持ちの方、いるんですが、もちろん、教壇に現在立っている方ではないので講習は、免許の更新は受けていないんですが、従来、そこを明確化ということですので、それに関しては特に影響はないということでございます。以上でございます。

山元町に現在採用している放課後児童クラブの支援員に関する資格に関しての影響は、今回の2つの改正拡大、明確化と拡大については影響はございません。中には教職員の免許を持たれて今現在、従事されている職員もいます。ただ、それは従来からの制度でもうちのほうの条例に規定したとおり、放課後児童クラブの支援員となる資格がある方でございます。今回の明確化に関しては、その人が研修、免許の更新を受けている受けていないにかかわらず、引き続き資格としては有するんだよというのを改めて明確化させていただいた改正となっております。

9番（遠藤龍之君）はい。緩和ということだということなんです、比較要件の緩和という部分、この支援員の拡大、拡充ということでは合致しているといいますか、この改正についてはというふうに受けとめるわけですが、安心・安全といったような観点ではどうなのか、これは国、上のほうで変えたということですが、実際に現場でそれを受けとめて実際に対応するときに、そうした緩和された状況の中でどこまで責任持てるのかという心配、不安があつての質問なんです、その際に下の資格要件の拡大の中で町長が認める者、従事した者であつて町長が適当に認める、何だこいつ、町長が適当と認めた者ということになっているんですが、これらの基準というものはあるんでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。基準といいますか、これに関する、やはり国と全国の市町村とのQA、問い合わせ等の回答がございまして、基本、やはり議員おっしゃるとおり、拡大するわけですから、やはり子供を預かるという場面ですので実践、その現場で責任を持たされる職務につくことが想定される職務資格であります。ですので、一定以

上の実務経験が必要というのがここで5年間と定めていること。それに応じて市町村長がどのような観点で判断するかということについては、その5年間の実務経験の内容です。あと、そのほか勤務姿勢等が適正であったかということについて、適正に判断する必要があるというふうなことになると思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。そういうものがちゃんと整備されているのかどうか、これは条例だからね、上のあいつにしたって、おらほうの町の場合には、こういう規則の中で、規定の中で、きまりの中でおらほうの場合はこのことについてはこうしますよというような明確な規定、基準等々があるのかどうか。ねければねえでいいということではないけども、それはもしないんだったらちゃんをつくって、そして、この安全の確保というものを町として示す必要があるのではないかということから確認しているわけです。多分そういう規定は多分ないと思うんだけども、国がそこまでしなさいというふうなことはないかと思うんだけども、やっぱりこれから学童保育というのも国の制度の中で、方針の中でこれも充実されている、そういう方向で進んでいる取り組みだということから考えるならば、その辺、町として、町が最終的に現場で責任を負う事業になるわけだから、この辺を明確にしておかないと、やるほうも大変だし、やるほうというか、もし何かあったときにそれなりに対応するときも、その根拠となるものがないとなかなか大変ではないかなと、実際に運営する以上、町が責任を持って運営する以上ということからの確認なんですけど、その辺、整理されているかどうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。おっしゃるとおり、町では今回提案させていただく条例だけでその後のおっしゃったルール詳細については、現在、条例等で定めていないというのが実情でございます。

今回のこの改正でございますが、やはり子供の生活及び遊びの場を提供する上で、優秀な人材を広く支援に登用したいということの拡大というふうに考えている内容でございます。その優秀な人材に登用した際に、県、国のQAでもあるように、やはりその勤務姿勢等を勘案してその支援員となる資格を有する者というふうな判断をしていきたいというふうに考えてございます。

9番（遠藤龍之君）はい。実際に進めていくということでは、町もかなり大変だとは思いますが、なり手とかね。ただ、ただというよりも、今の水準を考えても70万、80万で年間、そのくらい水準でというのが多分今の山元町の水準だと思うんですけども、金は安くて厳しくとか、やっぱりその辺も考えながら、ある程度、この辺、しかし、守ってもらうことは守ってもらうとか、そして、働く条件を明確にしながら保障もするし、あと安心してやってもらうような働く条件、環境というのを町が責任を持って提供しないと、なかなかこの部分は大変だなと。外から見ると思っているところなんです。しかしながら、施策としては、もちろん、全国的に求められている事業であるということも事実であって、現実であって、どっちも安心して預けられる。こっちは責任を持って提供できる、仕事をですね、やっぱりそういう環境を町がつくっていかねばならないのではないかということから、こういった環境整備というのは町が責任持って進めていくべきだということを求めて、終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい。確認をさせていただきます。放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了した者でなければ、放課後支

援員にはなれないわけですね。その例外規定として今回、5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者が、まず差し当たり都道府県知事が研修を受けるためのことを認めるのか、このところですね、町長が適当と認めた者を採用するのか、そのところが明確になっていないと私は感じるんですが、そのことについてお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。放課後児童クラブの支援員の現在のうちの採用状況でございますが、基本、放課後児童クラブの支援員というのは、有資格者、今おっしゃった県の研修を受けて支援員となった者を有資格者という考えで捉えております。まだ県の講習を受けていない者に関しては補助員という形ですと採用させていただいております、やはり先ほど遠藤議員からもお話しありましたとおり、やはり賃金に関してもそこでは若干有資格者と無資格者で若干価額の違いはございます。

今回の改正につきましては、その条件緩和につきましては、県の研修を受ける資格を有する者というふうな理解をいただければと思います。従来までであれば、高校卒業程度、高校を卒業した者であれば、2年間、このような子育ての事業に従事すれば、県の研修を受けて晴れて支援員というふうな有資格者になれる道があったのを、今回は高校を卒業されていない方については、5年間、現場等で補助員として頑張っていたいて、その後、研修を受けて県の指導員と。

なお、その県の研修のみならず、当町独自に研修をしてございまして、指導支援員、また補助員に関しても同じく年、昨年ですと、年10回程度、研修を行ってまして、毎月1回、必ず定例会を行ってですね、職員の資質向上には努めているところでございます。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。ゆえに10番を追加していくわけですが、5年以上を経験をした者のをまず都道府県知事が行う研修の受講を認めるということですね。その後、資格を有すれば、また別の違った形というふうに本人の希望によってしていくというふうな解釈でよろしいわけですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい。1点だけお伺いします。課長、町長が適当と認めた者、書いてありますよね。それは、例えば支援員とか補助員の立場で認めるということですよ。支援員というのは、例えば民間でいえば正職に値するのか、パートに値するのか、その辺、ちょっと詳しく教えていただけますか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。現在、放課後児童クラブを運営するには2名の指導員、有資格者が必要だというふうになってございます。ただし、1名は補助員にかえることができるとなっておりますので、2名指導員いるところもあれば、1人、指導員であとは1人、補助員ということになっていまして、両方とも採用としては、同じ身分としては臨時職員で現在、採用させていただいて、山元町には山小とこどもセンター、あとは坂元小学校、3カ所にあるんですが、そこにおのおの配置してございます。全て臨時職員で現在は対応してございまして、現在のところ、山下小学校の支援員に関しては、現在、2名のところ、4名、支援員をつけてございまして、うち、3名が有資格者、1名が補助員。あと、第二小学校についても、こちら4名雇用してございまして、こちら有資格者3名、うち補助員1名。坂元小学校児童クラブ、こちらは常時3名雇用してございまして、支援員が2名、補助員1名という形で全て臨時職員で現在は行ってございます。

以上でございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、講習受けて資格をもらって県の知事のやつで県のやつ、講習受けて、そして、臨時、臨時で全て対応するということなんですか。何のための講習受けているんですか。

議長（阿部 均君）今後とも全て臨時で対応するのかということですが。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。現在のところ、臨時職員で対応している状況でございます。近隣市町であっても、状況としては、もちろん、プロパー職員がついている市町村も中にはございます。現状、どうしても他市町村の状況ですと、例えば保育士の方とか、保育士と幼稚園教諭の免許をお持ちの方、何人かが現場で総括みたいな立場で配置されている市町村もございますが、現状、放課後児童クラブ、昨年度から3年生以上も入れるようになりましてかなり現場サイド、よりきめ細やかな対応が必要となってきましたので、全て臨時職員で現在行っていますが、人員配置等、少し有資格者等の現場に立てる状況が見込まれる状況であれば、その辺も少し検討していかなければならないものがあるなというふうには考えております。

議長（阿部 均君）ただいまの質疑、人事に関することですので、町長齋藤俊夫君のほうからも答弁願いたいと思います。回答を願いたいと思います。今後とも臨時職員か、人事に関することなので、課長、こうだとは言いつらい部分がございますので、町長のほうからもお願いします。町長、総務課長ということですので総務課長のほうからどうぞ。人事権が総務課長、全て持っているようですから。（「責任持って答えないとね」の声あり）責任のある回答をお願いします。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。責任を持ってということでございますけれども、答えられる範囲の中でお答えいたしますが、臨時職員という仕組みですけれども、本来の臨時職員は、やはり育休の代替えとか、病休の代替えというものが臨時職員というような形で運用されるべきなのかなということがございまして、国のほうでも、会計年度任用職員という新たな制度を32年度から設けて各自治体のそのような勤務体系をカバーするような形をとるといって今、動いているところがございまして、山元町におきましても、そのような中でこれまで時間、短時間で済むような勤務体系で済む方々の今後の任用についてのあり方については、今後、検討を進めて新たな仕組みづくりの中でその運用をしていければと考えているところでございます。回答になったかどうかあれですけども、今後に向けてはそのような取り組みの中で任用していきたいなというところでございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「よろしいです」の声あり）はい、そうですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第31号山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第32号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第32号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

こちら配布資料NO.12、条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

提案理由についてです。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、4月27日に公布され、同日施行されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正ですが、小規模な家庭的保育事業に関する改正でございまして、現在、本町内には、これらの小規模な家庭的保育事業所等はございませんが、国の基準の改正に合わせて今回条例改正をするものでございます。

では、改正内容についてです。こちら大きく3点ございまして、1つ目は、こちら（1）ですが、代替保育の提供先の緩和となっております。こちら小規模な家庭的保育事業等における代替保育ということなんですが、代替保育というのは、職員の病気や休暇などによってかわりの職員が提供する保育のことをここでは言うております。こちらの代替保育の条件緩和に関する体制でございます。そちらが①、②となっております。

次に、2つ目、（2）となりますが、こちら預かる子供が5名以下の家庭的保育事業における食事の外部搬入について緩和する改正でございます。

次に、（3）、こちら食事の提供の経過措置となっておりますが、こちらと同じく預かる子供が5名以下の家庭的保育事業における改正であります。自園調理へ移行する、基本自園調理となっておりますが、自園調理へ移行する経過措置期間を平成36年度末まで延長する改正となっております。

施行期日は公布の日としてございます。

以上、議案第32号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい。なんか今の説明でも優しさが足りないというか、（1）、（2）のところを読んだだけで、本来ならば、この①とか②を説明してもらってもなお疑問が残って、そして、それに対してさらにこの内容を確認するという流れになったと思う。皆さん、ここにいるみんな、わかっているんだべけんとも、私、あなたの今の説明聞いただけでさっぱりわがんない。わがんのは、これまでの内容の緩和がまた先ほどと同じように広げ

られたということでのあれはいいんだ。その広げられたことによってそれが町の事業として、責任としてどうなのかという心配、不安、懸念が生まれるの。その前に、その前に最初に山元町ではこういう内容に改正さったってその対象の事業がないからということ強調さったわけだけれども、当面はそんな不安、懸念は抱く必要はないんだべけんとも、ただ、今後、いろいろ町長、いろんな形の保育機能云々かんぬんというのを強調して、これからどんどん出てくる可能性もあるというふうになったときに、この辺はもっとちゃんとしっかりと整備しておかないと、本当に安心して預けられる、子育てするなら山元町と言えるような条件整備が整えられているかという懸念を持ってくるわけ、今の説明だけではね。上ではこういう緩和したけども、おらほうでは、山元町としてはその辺は少ししっかりと今まで同様とかという説明とか、あるいは国のとおりに緩和すっけども、その辺は少ししっかりと監視の目を強めて町としてはその辺の機能づくり、仕組みづくりをして皆さんの心配、不安は解消しますよとか、そういう説明をしていただくなれば理解も納得もできるんだけども、当面はそういう心配もないということだけんと、この①、どういうふうに理解、代替保育のことについて、あなたの説明ではちょっと理解しにくい。

この家庭的保育事業の中で産休って、ここで教えている保育士さんがいなくなってそれに対する代替保育ということ、代替保育ということなのか。そして、その中で認可事業として一定の質が確保される。誰がこれを査定というか、確認するのとか、そういうこととか、あるいはその下の小規模保育事業、A型、B型事業所内保育から確保することを可能とするもの、そこから発見してもらって、そして、対応することはできますよということなんだべけんとも、ということになると、家庭的保育事業する事業者というのは、保育の資格を有しない者でもできる事業というふうに教えられているんだべけんとも、あるいはその辺は大きな最低の条件だからいいんだべけんとも、少なくとも家庭的な保育事業というのは、そういう状況の中で進めているんで、もしかすると、派遣する人がおっかなくて責任持てないということできなかつたりとかということも考えられるとか、その辺のことを、これはただこういうことができますよということだけで済むものかどうか、ちょっとあなたの説明ではちょっと不安を覚えたからその辺を確認しているんだけども、一番下の食事の提供、とりあえずその辺のことを確認します。もう少しわかりやすく説明してけろっていう、とりあえずね、理解できればいいんだけども。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。まずは、済みません。改正内容の（1）の代替保育の提供先の緩和ということについてももう少しちょっと内容について説明させて、改めてさせていただければと思います。

まず、こちら代替保育というのは、先ほど説明いたしたとおりに、職員が病気休暇などによってかわりの職員が対応するような保育のことを言います。市町村の山元町の条例で定めているこの条件、設備運営の基準を定める条例の中で定めている家庭的保育事業等を行う事業者の要件として、代替え保育をする、提供する提供元については、一般的に言われている保育所、あと幼稚園、あと認定こども園、いわゆる一般的な、言葉にちょっと語弊があるかもしれませんが、大きな母体があつてそこから保育士を派遣受けたり、提供してもらつたり、逆に自分のところで保育事情があつて保育できない場合は、そちらの大きな保育所のほうに保育をしてもらつたりという、その保育所、認定こども園、幼稚園とかがその提供元になり、そうふうになるんですよと条例で提起しています

が、やはりどうしても保育所、認定こども園、幼稚園等によってはどうしてもそこまで面倒見れないよという、自分のところで精いっぱい、いっぱいいっぱいという状況が多々、今般、全国的になっていきまして、そういう状況になってきまして、でしたらその大きいところじゃなくて、例えば市町村が認定した小規模保育事業者、19人以下の小さな、いわゆる保育所のちっちゃい版をやっている事業者であったり、例えば事業所内保育事業を行っているような、普通の保育所と違うけどもちょっと大き目の保育を行っているものから職員を提供受けたり、あるいは逆にそちらに子供の行き先をそちらに変えたり、代替保育としてすることが可能ですということで、現在までは、昨年までは大きなところがバックについていないとだめだけでも、今回の改正によってある程度、市町村が認めている小規模な事業者であれば、そこから提供受けたり、そこに預けてもいいよというような緩和策というような改正内容でございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい。何となくわかったような、後で独自に学習して理解を深めます、この部分についてはですね。

それから、(2)、(3)、関連するということになっかもわがならないけど、これも緩和の内容なんですけども、先ほどの説明の中で、自園調理が中心というか、だけんとも、これまでもその辺の緩和でこういうことでも可能ですよと、だったら可能ですよというような条件つきで、あくまでも基本は自園調理なんだけどもなくてもいいというような内容のものかと。そして、それをさらにここで緩和する内容になったんだなというふうな理解なんですけど、上の(2)のほうは、その場合に、これ非常に問題に、問題というか、なっている部分だと思うんだけど、町が認めた事業者からの搬入を可能とすると、ここでも町が認めたという部分なんだけども、認める人は誰なの、まずここんとこ、町の。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。町が認める者としまして、やはり通常の事務決裁の流れでいきまして、現場から発案があつて近日中に決裁を回りまして最終決裁は町長の決裁を受けてということになってくるかと思えます。

9番（遠藤龍之君）はい。今の説明で皆さん、理解できたかどうかと私、ちょっとあれなんだけんとも、その辺の経緯、誰がというの、最終的には町長が決裁、その前の誰が決裁する、どういう機関で、あなたが決裁するのか、どういうところで、認めるためにいろんな条件、状況とか、さらにそれ以上に現実の問題で本当にここでいいのかやとかとかなりその辺は、これある人間の食事の問題、命にかかわる部分だからね、その辺をどういう機関をもって、ちゃんとそういうシステムになっているんでしょうねと、そもそもね。今の答えだと、なんかそういうのが整理さってない、今のところ、当面は町にそういう事業者がないからここんところ、整理しておかなくてもいいということであるならば、それはそれでいいとは言わないけど理解できるけどね、そういう程度なんだなというふうな受けとめ方、実際にそういう事業者が出てきたときに、改めてそのこのところ、整理しましょうとかと、そういうふうなことで考えているんだしたら、それはそれでやり方の一つだから理解はすることはできけんとも、その辺の整理というか、管理というか、どういうふうになっているのか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。そちらの認定基準でございますが、国からこちらも指針が来てございまして、5つの要件が前提というふうに言われています。それらの5つの要件をまずは私たち職員、あとは管理栄養士等の意見、あとは現場の意見等を踏まえ決

めていくことになるんですが、その5つの要件としましては、1つが、とりあえずは今、アレルギーとかのお子さん、アレルギー体質のお子さんとか多いですので、基本、その責任の明確化、契約内容の確保、あと2つ目として栄養士による必要な配慮の実施、3つ目としては適切な外部搬入事業者の確保、4つ目、発達段階、アレルギー等への十分な配慮、あとは5つ目、食育計画に基づく食事の提供、この5つの項目を主として判断をして認可に至るというふうな経過になってございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。そういうのはちゃんと示さっている上で確認しているんで、それをちゃんと保健福祉課内でそういう体制というのは、ちゃんと明確に整理されているんですかということの確認なんですよ。今の話だと、そういうふうに来たら、まず関係者寄せ集めてという表現悪いけども、そこの中で今の5つの要件を確認してやる。そういうのをきちっとした体制、機関として常に位置づけておかないと、いきなりぽこっと来たときに、何回も言うけど、今のところ、ないからそういうことなのかということにあっけんと、やっぱりいろんな経験とか知識の積み重ねとか、うんと必要な、とりわけ食事、命にかかわる問題だからね、そういう懸念があって確認しているところなんだけども、わかりました。今、そういうふうになっていないということが伝わってきました。

そういうふうなときに、この3番目、3番目もこいつもこれだけで理解をしようとする、自園調理へ移行する計画期間を、自園調理しなくてもいいよというのを5年から10年に延ばすという意味なのね。だとするならば、この緩和の部分、緩和って緩い部分をさらに延長するというふうなことでこれも非常に不安を持つものであるわけですが、大体町の立場、状況というのはつかめました。しかしながら、現在、こういう状況には至っていない、そういう事業者がないということです。背景、状況はわかったということで終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第32号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は11時5分いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第7．議案第33号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。議案第33号山元町駐車場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

概要につきましては、配布資料No.13でご説明しますので、ご準備のほうをお願いします。

提案理由としましては、坂元駅前に整備している駅前駐車場の供用開始に合わせ坂元駅前駐車場に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものです。

1、改正内容、新たな有料駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を条例で規定するものです。

改正内容としましては、名称及び位置に坂元駅前駐車場を追加するもの、坂元駅前駐車場の月極め使用料の額を定めるもので、町内在住者は一月までごと3,000円、町外在住者は一月までごと4,000円、月極め使用料は駐車場使用許可証を交付する際に徴収すると定めるものです。

2の施行期日は、平成30年8月1日。

3の準備行為としまして、坂元駅前駐車場の使用許可、使用料の徴収、その他使用に関し必要な手続、処分、その他の行為は、この条例の施行日前においてもこの条例の規定の例により行うことができると定めるものです。

以上で議案第33号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいま説明がありましたけれども、坂元駅前整備をして月極めの、今までは無料になっていた部分が今度はきちっとした設備を整え月極めというふうになりましたけれども、山下駅前は24時間ごとの300円、そしてまた、プリペイドで対応していくというふうになっているんですけども、私は、山下駅前にも月極めが必ず必要であると思います。

そこで、この別表ですね、別表のところ、山下駅、坂元駅というところを外して駅前駐車場というふうな表現をすれば次につなげることができると思うので、坂元駅、山下駅と明記する必要はないのではないかと思います、いかがでしょうか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。こちら山下駅前のほうの運用料金等に関しましてなんですけども、先日の一般質問の際にも町長のほうが答えておりますが、山下のほうについては、今後、運営方針、あと料金ですね、こちらについて検討していくということで、今回につきましては、坂元の駅前部分に関して改正のほうを行うものとなっております。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。山下駅前のほうも1年半たってもまだまだ課題解決していないという状況なんですけど、していくという方向性を見据えながらやっていくとすれば、ここに山下、坂元というのはあえて記載する必要性はないんじゃないかと思いますが、その辺について再度、確認をします。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。現段階でここに駅前駐車場としてしまえば、山下のほうにもそれが適用されてしまいますので、今回はあえて坂元というものを入れているような感じになっております。

議長（阿部 均君）よろしいですか。今回の条例改正ですけれども、2条、4条、5条の改正ですので、2条、4条、5条の部分についての質疑をお願いいたします。よろしいんですか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。月極めでなく短時間で置いていけるというのは、無料で全て解決していくということでしょうか、処理していくということで、坂元は。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。坂元のほうなんですけども、坂元駅前駐車場と規定する部分につきましては、今現在、坂元駅のロータリーの北側にある21台分、この部分を駅前駐車場として規定しておりまして、高架下につくっている部分ですね、26台分のところにつきましては、今までの使用していた駐車場の位置づけと同じような形にしていますので、駐車場という位置づけには今、していないような形になっております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。坂元の方々、坂元駅を利用するの方々にとっては非常に無料という部分はいいと思うんですけども、山下の部分と不平等性があるのではないかなというふうに思いますし、現在、坂元駅周辺にとめている車は、毎日約50台以上あります。そこで、その21台というふうな基準はどこから決めたのか、再度、確認をさせていただきます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。21台の部分につきましては、スペースの関係で21台と定めております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。条例とは関係ないと言われるかもしれないんですけども、町内と町外の利用者とかというのは、調査した上でその21台と27台というふうなところで示したのかどうか、確認をさせていただきます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。昨年ですね、岩佐議員が言いましたように、現在の状況は、今の駐車場にとめているのは50台以上ありますけども、当時、この検討した段階では40台前後だったので、その中でも一時的には多くなっているときはあるかと思うんですけども、ぎりぎり間に合うのかなと。ただ、現在の使用状況としましては、大体57台ぐらい平均でとまっています、そのうち、10台ぐらいが福島県ナンバーで、福島県ナンバーがふえたというのは、4月1日から新地駅前の駐車場が有料駐車場になったことに伴ってふえているのではないのかなというように感じております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。現在、増加していると、利用者数が増加しているというのは非常にうれしいことなんですけども、それに伴い町外の方々が利用することによって町内の方々の置く場所がなくなってしまうということは考えられると思うんですけど、その辺についても検討なさったのかどうか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。それで、使用料のほうで町内者、町外者のほうで料金に差をつけたような形になっております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。月極めのところはあれですけども、無料のところは、早朝から来た方は優先的にとめることができると思うんですけど、駐車させていくことができるん

ですけれども、そうすることによって、月極めに行くのが町内の人だけであってとかというふうな部分とかは考慮されたのかどうか、その辺も確認させてください。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。無料のところは早朝から来る方のところは、多分先着で26台分、無料のところにとめていくのかなというのはありますけれども、確実にとめていただくという部分では、月極めのほうに申し込んでいただいで確実にとめるというようなことで当初検討はしていますけれども、福島県の方が一番列車にどのくらいとめているかという部分については、調査はしておりません。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり条例を提出する際にはきちっとした調査なり精査をしながら私は提出するべきだと思いますので、今後とも検討していく余地があるのではないかと思います、ここで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）回答はよろしいんですか。（「はい」の声あり）終わるんですか。

ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい。この件に関しては一般質問でも取り上げさせていただいたわけですが、その際に、今の回答の中に検討するという表現がありました。ぜひ検討していただくと。検討していただく上で、これはすぐにでももう検討してすぐにでも改正しなくてないというふうな立場から確認するんですが、今のお話を聞いていますと、そもそもこのことにつきましては、多分に準備不足、検討不足、とにかく早くしなくてねえというようなことからいろいろちょっと苦労した結果なのかなということは受けとめるんですが、そもそも検討する際に根本が抜けている。

今のお話を聞くと、まず利用者を締め出すような表現もありました、優先順位とか。そして、それから数の台数の設置、それも今まで以上、低く設定しているということもまだまだ検討不足なのかな。何のための駐車場なのか、この駐車場についても復興計画の中でちゃんと明確に位置づけ駐車場整備、この8年間の中で。そして、そういう計画に基づいて進められてきた取り組み、一般質問の中で、坂元駅前の駐車場についてはそもそもどうだったのかなというのは、パーク・アンド・ライド方式で進めるということだったんだけど、それが途中でできなくなった。その時点で本来ならば坂元駅の駐車場をどうするのかとそこから考えておかなくてねえ。今、スペースがないという話がありました。そして、駅東は調整池になってなかなかスペースがそもそもとれないような状況、環境だから、もっともっと、もっともっとというか、いろいろ工夫しなくちゃいけない、考えなくちゃいけないということになれば、相当そこに時間がかかる作業だったのかなと。

にもかかわらず、その辺の、ですから準備不足、検討不足というのはそういうところから出てくるんですが、ということを考えて、しかしながら、そういう悪条件の中でいろいろ状況が変わった中での対応ということで若干それは引いて、でも、何のための駐車場なのかということをお皆さん、真剣に考えてほしい。あそこは駐車場がなければ坂元駅、利用しない人も生まれてくる。新地まで行って、あるいは浜吉田まで行ってというと、山元町内の駅利用者というのは少なくなります。少なくなることによってどうなるの、JRとの関係、あんまりよくないと思うんだけど、これまでのいろいろ経過があった。これから便数をふやしてけろとか、あと最終坂元までしてけろとか、いろんな要求、要望というのは常々ある。

そうしたときに出てくるのが利用者なんです。やっぱり環境整備というか、JRをもっともっとよくしようということになれば、利用者をふやさなくちゃいけないというのが最

大の課題になってくる。その際にあってしかるべき駐車場というのは、田舎町なんですから。その駐車場も最初から47台に限定しているというのは、そもそも問題あんではないかという、これは課題なんです、課題というか、問題なんです。やっぱりあそこを多くの人に、そして、逆に言うと、さっき新地を締め出すような、町外締め出すような話もあったんだけど逆です。やっぱり町外の人を多く利用してもらってあの坂元駅をいっぱい利用してもらうことによってダイヤの改正、もっともっと利用しやすい駅になる。そのことによって足の便がよくなる、暮らしがよくなる、環境がよくなると、坂元地域も豊かになるというようにつながっていくんですが、そういう根本的な問題なんです。やっぱりここは、今回は検討するという事は、明確に約束させていますから結論どう出るかわかりませんが、やっぱりそのところ、強く約束していただくほうが肝心と思います。

町長、今の話、根本の話ね、そして、町長みずから検討するということを行っているわけですから、今度、検討の速さですね、改正の速さ、駅前整備というのはずっと強調してきていることなんですから、そのところを真剣に受けとめて、深刻に受けとめて、受けとめていると思うけんとも、この間のいろいろな話の中で。その辺の決意をちょっと確認したいんですが、町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一般質問の際にもお答え、説明させていただいたとおりなんでございまして、議員おっしゃるとおり、同じ町内で駅前の駐車場という性格からすれば、物理的な面からして、あるいはソフト面の関係も含めまして同一条件下での管理運営というのは、これは望ましいものとは皆さん、異論のないところでございます。

ただ、坂元駅の場合は、どうしても後から整備が決まった産直施設の施設整備の中で、所管の常任委員会の中でいろいろと意見交換させていただいた中で、あそこの商業用地外に駐車場を求めるべしということで我々も限られた時間の中で担当課を中心にいろいろと努力した中で、いわば苦肉の策でございますよ。もともと一時利用駐車場として利用していたものを月極めに変更する。これもいろいろ国なり県との調整もございましたし、一定の駅前の一時利用駐車場を変更するとか、部分的に高架下を使うとか、変則なやり方ですよ。山下みたく、あるいは産直施設のように同じ敷地内に新たな駐車場つくるというのであれば、ある程度、統一感のあるものがこれはできるわけでございますから、そこは産建委員会の皆様とかなり詰めた話でございますので、そのことを前提にさせていただきませんと、この話は成立いたしませんのでね、そのことをご理解いただいた上で、しかし、是正すべき部分があれば、それは是正をしますよという話でございますのでね、そういうことで一般質問でもお答えしたとおり、必要な可能な限りの統一に向けた工夫改善というのは、引き続きしなくちゃならないなというふうには思っております。

ただ、坂元の場合は、ご承知のとおり、今度は道の駅という次のステップがございまして、道の駅ということになれば、24時間営業でございますので産直施設のほうがですね、そうしたときに片や24時間で誰でもとまれる無料、片や有料でのものができるということ、それとの整合性も当然出てきますし、いろんなことを前提にしてあそこの大区画商業地の外で駐車場を確保すべしという、そういう意向を受けていろいろ腐心したわけでございますので、そのことをまずご理解いただきながら、我々としても次に向けていろいろとまた最善を尽くすというようなことで対応させていただきたいというふうに思います。

9番(遠藤龍之君)はい。せっかくいい雰囲気になったと思ったっけまたぶり返してくるんだな。

いや、あのね、その経緯、経過に問題、本当に産建の人に確認したいところなんだけど、そういう本当に議論重ねたのかというか、今、町長、24時間、あそこでとめられるということ言ったげんと、本当にとめられるんですかと、制度上、システム上とかね。でき上がってしまえばとめてもいいかもわがainlessけんとも、そして、あそこから外せというの、本当に産建のところで決めたのかどうか、その辺は全協にも知らされていません、我々にはね。ただ、あそこの入り口が悪いとかどうのこうのとかという議論はありました、全協の中で。しかし、あそこにつくるんだなんていうの、もしそういうことから産建で決めたのであれば、これはちょっとそれは今度、産建のほうに確認しなくてないなという話になってしまう。多分そうではないと思う、余りそこまで話、広げるつもりないんだけど、しかし、そういう苦労しているのは理解したつもりでさっきな言っつつもりなんですけども、改めて具体的にその中身言われると、こっちもそれは確認しなくちゃならないという話になるんですよ。だから、気持ちだけをわかったと。いろいろ問題が生まれてきているから、それが、実の問題だからよしわかったんで、せっかく検討すると言っているんだから、前向きにその検討の速さをどうかというのはあと、問題になっけんとも、そういうふうに折れようというか、うまく落としどころというとうまくないけんとも、いうふうな提起しているのにもかかわらず、そういう反論が出てくると、本当に話、混乱してしまうんだよわ。いや、反論って、違う、おれたちに説明したって、我々、説明さってないんだよ、そんなこと。ということの説明して、おめたち、悪いんでねえかみみたいな言い方をしてくるからおかしくなるんですよ。そういう話をしていますからね。そしたら、その事実、確認しますよわ、本当ですか、産建の皆さん、今、町長の言ったことが、そんな話にしたくないからね、町長だけが思っている話ですよ。おれ、申しわけないけど、そしたらおれ、課長に確認すつとわ。そういう本当に進められ方をしてきたのかどうかね、どうぞしてくださいだつて。

議長(阿部 均君)きちっとかみ合う質疑をお願いいたします。「議長、かみ合っつてどういうの」の声あり)かみ合っつてはいるとは思うんですけども。

9番(遠藤龍之君)はい。で、進めてきた課長に確認します、その事実関係について。

議長(阿部 均君)産建の部分ですね。「いや、今言った町長の駐車場がね、産建常任委員会で場所をあそこに使っつてだめだと言っている。それを決めたのは産建委員会で何回も議論してそういうふうにしたんだということを今、言いましたから、そういうことは事実ですかと」の声あり)

今、少し質疑がかみ合わなくなっつてきております。それで、きちつとその辺、質疑される側、答弁される側もきちつと整理がつくのであれば、きちつと整理をつけるために若干の時間をとりたつと思つます。

議長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は11時40分といたします。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

議長(阿部 均君)再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番（遠藤龍之君）はい。あんまり話を混乱させたくないということで発言しているつもりなんです、なぜかどこかで狂ってしまうと。もっと建設的、生産的な議論を展開したい。せっかくそういう検討すると言って、それにあわせてそんなこっつらもっと根本的なところから考えて、そして、お互いに進めましょうと、そうした話をしているつもりだったんですが、なおまたこの話をもとに戻してしまわれるということではなくて、やはりもっと47台というのが本当に正解、こういったことも産建ではいろいろ議論してそういう結論に至ったということになるんでしょうが、産建ばかりが議会ではないんです。我々も含まれて我々の理解、本当に町長もよく言う共通の理解のもとで、あとは立場の違い、態度の違いでそれをどうするかということなんです、やっぱり共通の理解のもとで物事を進めていかないと、いろいろと混乱しなくてもいいものが混乱してしまうということになるんで、ということをまず強調しておきたい。余り話をもとに戻さないで、やはり今言ったように、今後の検討すると、余地を残しているということを前提に話ししているんですからね、検討する際に、やっぱり47でいいのか、さっきの話では57台という数字も出てきているんですが。

それから、一時利用の方々の利用はどうなるのと。あそこ、常々、満杯になっていると、通勤、通学者の方だけで満杯になっていたときに、一時利用者の方はどうすればいいのと。先ほどの町長の話になると、いや、あそこの産直の駐車場を使えばいいんでないということになるんだかもわかんねげんとも、それが制度的に許されるものなのか、それも大々的に町として町の駐車場の条例の中で、ここが満杯のときには道の駅使ってください、道の駅でない、産直の駐車場を使ってもいいですよということが明確に明記される、そういうことができるんだっつらば、やっぱりそういうふうな形で多くの人の駐車場確保ということを保証していかなければねえか。そういう話もしていく。だけんとも、多分、産直施設の駐車場、そういう形で明確にできないのではないかという制度上は、もろもろの関係でということも考えられる。そういうこともあると思います。そういうことも含めてそういう壁も乗り越えて、そして、坂元駅を利用する人には十分な保証をしてあげるということを今後、考えていかなくてねえ。とあわせて、そのことは、山下と公平性にもつながる。山下の場合は、いっぱいあいているからいつ来てもオーケーだよ、金さげ出せばということなんだけども、ということも含めて考えていく。一体のものなんです、考え方としては山下も坂元も。当然、ずっと出てきた公平性、不平等性という表現も使われてきたけども、やっぱりそういうのを真摯に受けとめて、まさに町長の言う、強調していた真摯に、そういった実態を真摯に受けとめて真摯に答えましょうと。そのためには議論が必要だよねと、いろんな工夫も必要だよねということとをせっかくなって、こっちもそういうところで、こっちもというとおかしいけど、そういうことではないんだけど、一緒に考えましょうということを行っているんだから、わかったというようなこと、この話は多分落ちる、おさまる話だと思うんですが、そういう方向で検討していただけますでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもお答えしました、一般質問でもお答えしました。可能な限り、同じ町内での駐車場の施設管理運営は違いがないような形にすべきだろうというふうなことで、努力はしなくちゃいけないというふうなことでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい。ストーンとこう入ってくる、表現してくることストーンとね。というふう

なことになると、その努力はします、その努力の中身になってくるんだけど、できれば1カ月とか30日とかという条件づけはしないからね、やっぱりできるだけ早く町民の声に応えたい、利用者の声に応えたいというふうな形で私は受けとめますが、今の努力、検討、その辺についての確認、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですからね、そういうふうに言われると、なかなかそうですねというふうにいかないという部分をちゃんと理解した上でないと困るわけですよ。同じ更地でないわけだから、これから統一化にしようとしたって、そりゃ30日、1カ月は短期間は無理にしても、いろいろやりますよ、やりますけども、そう簡単にはできませんよというのが1つ。

私、先ほど、将来の道の駅の関係もお話ししたけども、遠藤さんの理解はちょっと違っているようでございましてね、道の駅化したときは、道の駅そのものは24時間営業になるわけですよ、営業じゃない、出入りが。要するに国道なり、往来車が手洗をお使いになるというふうな部分があるので、店は閉めていても構内への出入りは基本的にフリーになっちゃうわけですよ。そうなってくると、その部分と有料化なりとの部分の整合性とか、いろいろ次の段階としてまた課題がございましてよというふうなことも理解しながら、整合性をとれるような料金体系というものを考えざるを得ないんですよ。そこんことまで理解した上で我々は努力はいたしますと、そういうことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい。さっきそこで大きく崩れてしまう、これが事実ですかという話で、そこを確認させていただいていいでしょうか。いや、これね、私も後ろ見たり周り見たりすると、本当にどこまで確認すればいいかというのが非常に苦労してきます。もしそれが事実であるならば、正確であるならば、そういう対応も受けますが、もしそうでないときにはないなりのことをきちっと対応して、私は事実、町長の言っているの違うと思っているからね、ただ、それを確認するためにはいろんな人に迷惑かけると思うからそれはここで改めて確認しません。それは後でうっちゃ帰ったらというか、ここ終わったらちゃんと確認してください、そういうことね。その話は終わりにするからは、それは事実でない、そのことはね、ということを確認して、しかしながら、考えとして、方向として、とにかくその辺はもっと、こんなに混乱する問題でない、いいことをやろうとしているんだから。あと、その場合、段階的な改善でも構わない、一気にやれというふうでもない。

1つは、考えられるのは山下のほうのプライベートのほうの回数払いをとりあえず一緒にするとか、あと台数の問題については、今後、坂元駅のほうは今後、いろいろ議論しながら前に進めていくとかというふうなことも流れとしては考えられるんだけど、私はそう思っているんだけど、まずはその公平性、一番公平性というところで大きな壁になっているのは、使用あれが違う。あっちは個別というのか、何だ何駐車場って言うの、月極め駐車場ね、山下のほう、月極め駐車場にすればいいだけの話だから、機械の問題とか何の問題というのは、それはもちろん、考えなくてねえ話だけども、それも話をし、進めながらそういう方向性も考えられるということを考えれば、できることからやっていきましょうねと、このことについてはね。せめてそのくらいのことの約束はできますか、検討するということは約束できました。

しかし、その検討の速さ、中身については約束できないということを今、明確に言っているんだけど、そうではなくて、やっぱり中身を変えて、そして、変えてという

か、変えることもあるし、その内容、誰の立場で、利用者の立場でお互い考えて前に進みましょうというふうな提起をしているわけなんだけど、それについても明確にはお答えできない、段階的にプリペードを月極め駐車場に、山下のほう、坂元がだめだったら山下のほう、少しいじくればいいんでないのという話にもなるわけです。その辺の検討もしていただけるでしょうか。

議長（阿部 均君）遠藤議員に申し上げます。ただいまの質疑は、4条、5条関係の部分で、山下との整合性をというような質問ですよ。（「うん」の声あり）はい、それはこっち側に。（「いや、町長」の声あり）町長にですか。（「そういうことも検討の対象にしてくださいということ」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。可能な限りの整合性は図りたいというふうなのは、きのう、先ほど来からお答えしておりでございますので、はい。

9番（遠藤龍之君）はい。そういうことも含めて早目早目の対応でということをお願いして、何回もあいつたからこれで終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第33号山元町駐車場条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第34号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第34号 平成30年度消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約についてをご説明申し上げます。

お手元に配布しております資料No.14、議案の概要によりご説明いたします。

提案理由でございますが、消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約の締結に

当たりまして、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

以下、項目及び内容を申し上げます。

1の契約の目的は、平成30年度消防ポンプ積載車等更新事業でございます。

2の契約の方法は、指名競争入札で、指名業者数は6社でございます。

3の契約金額は、一金908万8,980円、消費税を含みます。なお、落札率は96.12パーセントでございました。

4の契約の相手方は、仙台市太白区に所在します、資料のほう、「太白区」が漏れておりましたが、日本防災工業株式会社仙台営業所でございます。

5の納品場所は山元町役場であります。

6の購入品目ですが、小型動力ポンプ付軽自積載車を2台購入するものです。

昨年度と同様、①の車両につきましては、スズキエブリイ4ドアデッキタイプをベースに記載の附属装備を装着するものであります。②の小型動力ポンプにつきましては、IHIシバウラの可搬消防ポンプB3級となります。参考までに車両及び小型動力ポンプのイメージ写真を次ページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、今回購入する2台の配備先につきましては、第1分団第3班、大平及び第2分団第2班山寺となります。

納品期限ですが、平成30年12月21日でございます。

以上で議案第34号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい。今、課長から説明を受けました。それで、ちょっと聞きたいのは、応札金額はどれぐらいなんですか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。こちらの応札金額でございますが、消費税抜きの価格になりますので841万9,700円という金額となります。

12番（青田和夫君）はい。応札金額じゃなくて、応札者の金額を教えてくださいと今、言ったつもりなんですけど。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。確認でございますが、6社全ての業者名とその応札額ということではよろしかったでしょうか。（「そうそうそうそう」の声あり）大変失礼いたしました。

ただいま申し上げましたのが日本防災工業株式会社の応札額でございました。続きまして、株式会社アオキ、855万9,700円、株式会社共栄防災、871万3,700円、トーハツ県南サービス株式会社、875万9,700円、株式会社古川ポンプ製作所仙台営業所876万5,700円、最後にジーエムいちほら工業株式会社仙台営業所、885万3,700円になります。

なお、この応札額につきましては、消費税がかからない法定費用も入っているものですから、ここに108パーセント掛けて契約額にならないというのはちょっとご理解願いたいと思います。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第34号 平成30年度消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第38号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第38号平成30年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書とあわせまして補正予算附属資料説明書もお手元にご準備いただければと思います。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ10億689万2,000円を追加し、総額を113億2,548万3,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正とあわせまして債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

今回の補正の考え方でございますが、町長選挙のため、当初予算を骨格予算として編成しておりましたことから、今回の補正で政策的予算の肉づけを行ったほか、その他補助事業の内示など、当初予算の段階で予算措置できなかったものについて編成したものでございます。そのため、通常の補正予算と比較いたしまして非常に補正項目が多くなっておりますので、政策的な予算を中心に主な項目につきましてご説明をさせていただきますことをご断りさせていただきます。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。議案書の12ページをお開き願います。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費でございますが、新庁舎備品購入費として2億3,354万6,000円を計上しております。これは新庁舎で使用する事務机や椅子、カーテン等の備品を購入するものでございます。

次に、第6目企画費につきまして503万円を計上しております。内訳といたしまして被災地域交流拠点施設整備事業補助金313万円でございますが、花釜区等において整備した交流センターなどを新たな地域活動の拠点として実施するコミュニティー再生再構築に向けた各種行事やコミュニティー活動を支援するものでございます。財源は全額県支出金となっております。

次に、コミュニティー助成事業補助金190万円でございますが、中浜区において昨年度完成いたしました中浜区集会所で必要とする施設備品等を整備するものでございます。財源は全額諸収入となっております。

次に、第21目定住促進対策費といたしまして8,347万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、昨年度に引き続き町内に新たに住宅を取得する方に対して補助金を交付するほか、さらなる本町への移住定住の促進を図るお試し移住交流推進プログラムについては、新たに花釜区内の施設を長期滞在用施設として借り上げることにより、長期滞在型プログラムを実施するなど、本格的な移住に向けた活動の充実を図るための取り組みを行ってまいります。

議案書13ページをお開き願います。

第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第2目老人福祉費につきましては296万円を計上しております。内容といたしましては、敬老祝金の支給及び敬老会開催に要する経費でございます。今年度はひだまりホールでの開催を計画しております。

次に、同じく民生費第2項児童福祉費でございます。第1目児童福祉総務費につきましては649万3,000円を計上しております。こちらにつきましては補正予算附属資料説明書2ページをお開き願います。このうち、子ども子育て支援事業計画策定業務委託料180万円については、第1期子ども子育て支援計画が平成31年度で終期を迎えるため、平成32年度から平成36年度までの5年間の第2期計画を来年度までの2カ年で策定するものでございます。

また、下段の469万3,000円につきましては、従来の婚活イベントに加えまして新たに町が積極的に結婚サポートするため、一年成婚事業に取り組むための経費でございます。なお、本事業の財源は全額子育て支援基金となっております。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費でございます。第4目母子保健費につきましては、1,606万7,000円を計上しております。

補正予算附属資料説明書3ページをお開き願います。

こちらにつきましては、保健センター内に新たに子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援体制を構築するため、老朽化した保健センターの修繕やスタッフの充実に要する経費を計上しております。財源は国庫支出金、県支出金ともに164万1,000円となっております。

議案書14ページをご覧ください。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目農業振興費につきましては、680万7,000円を計上しております。こちらは地域の中心となる農業経営体が融資を活用し、経営規模の拡大等に取り組むために必要となる農業用機械設備の導入費用の一部を補助するものでございます。財源は全額県支出金となっております。

次に、第5目農地費につきましては1億7,694万円を計上しております。こちらにつきましては補正予算附属資料説明書の5ページをお開き願います。

内容といたしましては、農道、ため池、水路等の農業用施設の適切な維持管理やいちご団地内の農道舗装工事に要する経費を計上したものであります。財源は県支出金1,312万4,000円、地方債1億1,100万円となっております。

次に、第9目農業復興推進費につきましては312万円を計上しております。内容といたしましては、東日本大震災により被災した農地において、生産者が営農を再開する

に当たり畑地の地力回復のために肥料等を投入する経営体を支援するものであります。財源は全額県支出金となっております。

次に、同じく農林水産業費第3項水産業費でございます。第2目漁港施設復興推進費につきましては4,486万7,000円を計上しております。そのうち、委託料については磯浜漁港施設の点検と延命を図るため、長寿命化計画の策定に要する経費でございます。財源は県支出金389万4,000円、地方債350万円となっております。

また、工事請負費につきましては、震災前に漁港施設内に整備されていた駐車場を移転し復旧するものでございまして、第20回復興交付金申請で決定されたことに伴い計上したものでございます。財源は震災復興交付金基金繰入金2,966万3,000円となっております。

次に、第3目水産業復興推進費につきましては、1,732万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、震災による海中がれきの影響を受けているホッキ漁の本格再開に向け、漁協において新たな漁具となる噴流式マンガンの導入を決めたことから、早期再開を支援するため、その整備費用の一部を補助するものでございます。財源は全額震災復興基金となっております。

議案書15ページをお開き願います。

次に、第7款商工費第1項商工費でございます。第4目商工復興推進費につきましては1億7,154万9,000円を計上しております。こちらにつきましては新浜地区への企業誘致のための用地取得等に要する経費を計上したものであります。

次に、第8款土木費第1項土木管理費でございます。第1目土木総務費につきましては130万円を計上しております。こちらにつきましては道路、河川の保全と災害防止のため、草刈り等に取り組む各行政区により組織している道路河川愛護協会に対する支援を拡充するものであります。

次に、同じく土木費第2項道路橋梁費でございます。第1目道路維持費につきましては3,000万円を計上しております。こちらにつきましては、降雪の際の通勤、通学等の通行路確保のため、除雪に要する経費を計上したものであります。

次に、第2目道路新設改良費につきましては1億2,260万6,000円を計上しております。こちらにつきましては補正予算附属資料説明書の8ページをお開き願います。内容といたしましては、町内の道路のネットワーク強化や利便性の向上を図るため、道路改良等の整備を行うものです。財源は地方債1億920万円となっております。

議案書16ページをお開き願います。

次に、同じく土木費第4項住宅費でございます。第2目住宅安全対策費につきましては405万円を計上しております。こちらにつきましては、木造住宅耐震診断事業により耐震診断を実施した木造住宅の耐震化を促進するため、支援内容を拡充するものであります。財源は国庫支出金150万円、県支出金75万円となっております。

次に、同じく土木費第6項都市計画費でございます。第1目都市計画費につきましては1,400万円を計上しております。こちらにつきましてはことし2月に策定した都市計画マスタープランに基づき、用途地域の検討を行うものでございます。

次に、第2目施設管理費につきましては19万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、新市街地に設置された公園の日常管理について、地域住民と共同で実施するに当たり、ご協力をいただく地域の活動団体へ助成する公園管理報奨金を計

上するものであります。

次に、第9款消防費第1項消防費でございます。第4目災害対策費につきましては130万円を計上しております。こちらにつきましては、下郷区が防災活動を実施するために必要となる防災備品を整備するものですが、一般社団法人自治総合センターが実施しているコミュニティー助成事業の交付決定があったことから、今回計上したものであります。財源は全額諸収入となっております。

次に、第10款教育費第1項教育総務費でございます。第2目事務局費につきましては251万7,000円を計上しております。こちらにつきましてはこれまで検討を重ねてまいりました小・中学校の再編について検討に時間を要しており引き続きの検討が必要なことから、所要の予算を計上したものであります。

議案書17ページをお開き願います。

次に、同じく教育費第2項小学校費と次の第3項中学校費につきましては同様の項目がありますので、説明の順番が前後する部分もありますがあわせてご説明をいたします。

第1目学校管理費につきましては委託料として合わせて250万円を計上しております。こちらにつきましては児童・生徒のよりよい教育環境を整備するため、既に整備済みである山下第二小学校を除く町内5校の小・中学校にエアコンを設置するための基本設計に係る経費を計上したものであります。

次に、第2目教育振興費につきましては、委託料として合わせて300万円を計上しております。こちらにつきましては、被災した生徒等の学校教育活動支援に対応するためスクールカウンセラーを派遣し、心のケアやその他必要な支援を行うものであります。国から追加内示があったことから中学校への派遣日数の増加分と新たに町内4小学校も対象とし実施する経費を計上したものです。財源は全額国庫支出金となっております。

次に、同じく教育費第5項社会教育費でございます。第1目社会教育総務費につきましては30万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、本町の復興状況や地域の魅力を内外に広くPRすることを目的とした仮称山元フォトコンテストを町民文化祭の時期に合わせ開催する予定でございますが、これに関連する経費を計上したものでございます。

議案書18ページをご覧願います。

次に、第5目歴史民俗資料館施設費につきましては1,604万5,000円を計上しております。こちらにつきましては発掘調査により出土した合戦原遺跡の線刻壁画などの展示公開に合わせ常設展示室の改修に要する経費を計上したものです。

次に、第7目社会教育復興推進費につきましては718万5,000円を計上しております。こちらにつきましては復興事業に伴う発掘調査で出土した遺物を収蔵する埋蔵文化財収蔵庫建設に要する経費を計上したものです。財源は震災復興交付金基金繰入金574万4,000円となっております。

次に、同じく教育費第6項保健体育費でございます。第3目体育施設費につきましては485万円を計上しております。こちらにつきましては体育文化センターのトレーニング機器の更新を行うものであります。財源は諸収入312万円となっております。

次に、第13款諸支出金第2項災害援護資金貸付金でございます。第1目災害援護資金貸付金につきましては2,518万9,000円を計上しております。こちらにつき

ましては、東日本大震災により被災した世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付申込期間が、政令の改正により1年間延長され、平成30年度末までとされたことから、貸し付けに要する原資を計上するとともに、貸付資金の回収事務に要する経費を計上したものでございます。

貸付金の財源につきましては、全額県支出金となっております。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。

議案書9ページ、お開き願います。

初めに、第1款町税でございます。こちらにつきましては相馬岩沼間ガスパイプラインが敷設されたことに伴い、当該償却資産に係る固定資産税といたしまして6,499万8,000円を計上しております。

次に、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては、震災復興交付金事業等の補助裏に充てるため、震災復興特別交付税を841万1,000円計上しております。

次に、第14款国庫支出金、第15款県支出金につきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございます。

なお、議案書10ページでございますが、第15款第3項委託金につきまして2020年国勢調査の準備に関する交付金でございます。

次に、第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきまして、初めに財政調整基金繰入金でございます。こちらにつきましては最終的な財源調整の結果、5億7,938万3,000円の取り崩しを増額しております。

次に、長寿社会対策基金繰入金につきましては敬老祝金支給に充当する経費といたしまして198万5,000円を取り崩しているものでございます。

次に、震災復興交付金基金繰入金につきましては、漁港における駐車場整備及び埋蔵文化財収蔵庫建設に充当する経費といたしまして3,540万7,000円を取り崩しているものでございます。

次に、震災復興基金繰入金につきましては、ホッキ漁再開に向けた新たな漁具の導入支援に充当する経費といたしまして1,732万5,000円を取り崩しているものでございます。

次に、子育て支援基金繰入金につきましては、出会い子育て応援事業に充当する経費といたしまして469万3,000円を取り崩しているものでございます。

11ページをお開き願います。

第20款諸収入でございますが、説明欄3段目の文化財保護助成金100万円については、当初予算で計上しておりました指定文化財茶室調査保存事業について、新たに公益財団法人文化財保護芸術研究助成財団からの助成が決定したことから増額するものでございます。

次に、第21款町債でございますが、こちらにつきましては後ほどご説明をいたします。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

今回債務負担行為の追加といたしまして子ども子育て支援事業計画策定業務に要する経費を計上しております。歳出予算でご説明いたしましたとおり、来年度までの2カ年で策定することとしていることから債務負担行為を設定するものでございます。

次に、埋蔵文化財保存処理業務委託に要する経費を計上しております。こちらにつきましては、合戦原遺跡からの出土品の保存処理業務委託について、事務の合理性を図る観点から単年度事業を複数年度事業に変更するため債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

先ほど歳出予算でご説明をいたしましたが、公共事業等債につきましては磯浜漁港施設の点検と延命を図るため長寿命化計画の策定のための財源、防災対策事業債につきましては谷地排水機場の除塵機設置のための財源とするものであります。

6ページをご覧ください。

過疎対策事業債につきましては、第6款第1項第5目農地費において、いちご団地内の農道舗装工事に要する財源とするもの。また、第8款第2項第2目道路新設改良費において道路改良等の整備に要する財源とするものでありまして、1億3,670万円増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法には変更ございません。

以上が今回の1号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。予算書15ページ、附属資料7ページの7款商工費の4目商工復興推進費の9節旅費でございます。13、17節については説明がございましたけれども、この旅費についての104万9,000円、視察研修旅費となっておりますけれども、多分ここに関連しているということで新浜区への企業誘致のための旅費だと思うんですけれども、その目的、そして、内容、対象者とかという部分について詳細についてお尋ねしたいと思います。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。まさに今、岩佐議員おっしゃるとおり、太平洋ブリーディングの誘致に関する旅費というふうなことで計上させていただいております。

その目的でございますが、この件に関しましては2月の常任委員会、全協、そして、4月の常任委員会、そして、5月の全協と今後の進め方についていろいろお話しさせていただきました。当然、予算措置するタイミングですとか、金額についてもご説明申し上げたところですが、実は2月でしたかね、その今般、導入する豚舎についてはドイツの最新式の設備を導入するというふうな話をさせていただいたところでございます。それに伴い、国内で同様の施設というふうなものです、太平洋ブリーディングなり、あるいは親会社のプリマハムでいろいろ検証してもらった結果、国内では若干、これまでのスペックよりは若干劣るんですけども同様の施設として岐阜県の飛騨高山にあるというふうなことを頂戴しております。ただ、こういった養豚場というふうなものについては、環境衛生面ですとか、あるいは一番は防疫の点でなかなか通常、視察等々

の受け入れはしていないというふうなことだったんですけれども、プリマハムの執行役員がそちらのほうに行っていただきましてぜひとも拝見させていただきたいというふうなことで、ようやくオーケーがおりたというふうなところでございます。

しからは、誰がそこに行くかというふうな話ですけれども、当然、我々職員、そして、関係する行政区の区長さんにお声がけをさせていただき、さらに、いわゆる町民の代表でございます議員各位にもご同行いただきたいと。ただ、内容については詳細は後日、議長なり、副議長、そして、常任委員会の委員長とご相談させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、その節はよろしくお願いいたします。以上になります。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、3 点ほど質問させていただきます。歳出面での3 点ですが、ページの若いほうから、款項目の若いほうから。

1 点目ですが、1 2 ページ、1 2 ページの一番上ですね、財産管理、新庁舎の備品購入費ということで2 億3, 3 0 0 万円ですか、この備品購入に当たりましては、まず最初に、町長にお伺いしますが、特に基本方針というか、考え方というか、どういったものを職員、担当はもちろんのこと、全職員にどんな指示をされたのか、されていないのか、その辺、ちょっとお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には華美なものにならないようにというふうなお話をしていますし、もちろん、一定の機能性といえますか、そういうものも十分発揮できるものでなければならない。しかし、グレードについては慎重にというふうなことでお話しているところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。順次ちょっとお尋ねしますが、財源は全て町税、一般財源ということになっていますが、これは震災のために建てかえなきゃなんない、震災のために建物そのものはね、震災のために内部の机やら備品も壊れたということで震災復興の対象になんなかったのかどうか、なぜ全額あれなのか、その全額自前というのは間違いなのかどうか、その辺の確認から含めて。この資料によると、全額自主財源ということになっているのでちょっとお尋ねします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今回の新庁舎の建設につきましては、災害復旧ということになってございます。そのため、国からの支援があるわけでございますけれども、基本的には災害復旧ということになりますので、それまで、震災前まで使っていた施設といえますか、庁舎、そこと同等のものを建てるどころまでが支援の対象になると。今回についてはその枠を超えている、金額的に超えているものですから備品の部分については一般財源で対応するというようになっております。以上でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。私が質問したのは、建物は震災復興の対象になるけども備品はならないのではないかと。ただ、今の話はトータルでというお話ですから、そういう意味では備品の壊れた分も含めてという多分説明をしたかったんだろうと思うけど、その辺を、私は備品が、建物はそうだろうけども、備品は全額一般財源だとこの資料に載っているもんだからそれを確認のために聞いたの。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。おっしゃるとおり、備品については、一般財源で対応するというものでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、話がまたもとに戻るんですが、備品も壊れた、

壊れないものもありますが、壊れた部分の対象に当然なるだろうと思うんだけど、交渉はされたのかどうか、復興庁とね。今の話だと、対象外だから交渉しなかったようにしか受け取れないんですが、そんなことはないだろうと思って確認しているんですけど。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。議員のほうから復興交付金の対象じゃないかというようなご質問でございましたが、庁舎の部分につきましては、復興交付金の対象ということではなくて、災害復旧のほうの対象というふうなことで一旦区分になっておりまして、そういう意味で震災復興基金のほうでの備品も含めてですけれども対象ということでの整理にはなっていないということから、交付金の対象ではないというような状況になっております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。よくわかんないんですが、復興交付金でなかろうとも災害の交付金であろうとも、壊れたものは震災によって壊れたから中身に入っているんじゃないかという確認だけど、これはいずれ後でまた。

次の質問に入りますけども、使える備品とか何か、当然ゼロではない、今現在使っているやつ、それをどの程度、持ち込んで使うようにしたのか、あるいは単純に言うと全額、全部新品買うんだという考え方なのか、それで当初、町長にそういう方針をきちんと徹底したのかどうかを確認したんですが、その辺の話はちょっと回答なかったんで、恐らくそういう指示はされていなかったんだろうと思うけど、今の使えるものは極力使いなさいというような方針は出ていなかったというふうに確認せざるを得ないんですが、そのために最初確認したんですけど、そういう話は出なかったんで、その辺はどうなっているのか。いわゆるたまたま坂元の交流センターと公民館と見ると、ほとんど新しくなっているんですね。その新しいのは悪いわけじゃないんだけど使えるものもあったんじゃないかと、そういったものを有効活用すべきじゃなかったかなという観点からお尋ねしているんですけど、当然、財源を極力節約してという、ない財源の中でやるわけですから何でもかんでも新しくすればいいというもんでもなかろうと思うんです。使えるものは使うという考え方が徹底されていなかったんじゃないかと、申しわけありませんけれども、そういう考えがなかったのかどうかを確認します。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今回この計上しております予算につきましては、主に先ほどご説明しましたとおり、事務机ですとか、椅子、ロッカー、キャビネット、あとカーテン等、そういったものを計上しているものでございます。

基本的な考え方といたしましては、新しい庁舎には新しい備品を入れるという考え方になっております。といいますのも、庁舎のコンセプトといたしましてユニバーサルデザインということでの庁舎の設計になっております。ユニバーサルデザインというのは、今、各課に行きますと、何とか班、何とか班、企画財政課であれば企画班、財政班ということで課にそれぞれ島があるわけですけども、新しい庁舎では、今ある机を1人1つ、1台使うということではなくて、こういうテーブル、何人かかけられるようなテーブルがおいてあると。これは私の机というのが今の働き方なんでございますけども、新しい庁舎では、大体課とか班レベルではここだよというのは決めますけれども、きょうはここ、あしたはここに坐るといような自由がきくものになっているんです。庁舎自体もコンパクトに建てているもんですから今あるこういう机をそのまま持っていくわけにもいかないということが1つあります。

それと、今使っている、我々使っている備品、議会で使っているものもそうですけど

も、年数調べてみると、前の庁舎で使っていたものが結構多くてかなり昭和の時代ですとか、平成でも10年までのものとか、そういう古いものになっております。耐用年数から見てもそういう備品については既に経過しているものがほとんどでございます、今回は新しい庁舎に先ほど言った考え方もありますので、全部というとお金の使い方、ご指摘のような点はあるかとは思いますが、今回はそのようなことで考えているところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。気になる発言が前半にあった。いわゆる新しい建物には新しい備品をとというのが前提だから全部新しくするんだと、そんな話がちょっとあったんで、それはその後の話を聞いてね、仕事のやらせ方が変わるからそれに合った机だと。それを最初に話しすれば話、そんなに難しくはないんですが、それはそれとして、そういう考え方をきちんと徹底してもらおう。

ただ、それにしても使える机というものがあるんじゃないかと。3年ぐらい前ですか、長野県のある自治体で新しくしたときに、町長さんの机、例えば町長さんのあれを、その村長さんかな、町長さんかな、従来物を使ってというのが、7割型、従来物を使ってということでかなりテレビにも取り上げられるようなシステム、考え方を基本にしてやっているというところがあったもんで頭に浮かんだから、そういう考え方が当初からなかったのか。あったけども、こういうことで3割は使うけども7割はこうしたんだよというんだったら私も納得できるんだけど、どうも最初の冒頭のさっきの話だと、新しいものは新しい、全部新しくするんだみたいな、初めから新しいものありきみたいな話、そうじゃないと思うんだけど、そんなことでは町民にはそういう説明は我々、とてもできませんので、しっかりとその辺を町政だよりも含めてPRして。

それで、次の質問に入りますが、2億2,300万円というのは、これで全額というか、ほとんど今想定される備品としては全部、いや、あれが入ったがこれがなかったと、多少のことはあると思うんですけど、これが後で追加が約2億出たとか、これ半分だったなんていうならとんでもない話なんですけど、99パーセントぐらいはこれでいけそうだとということなのか、もっとかかりそうというのか、その辺の見通し、ちょっとお尋ねします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。基本的にはこの今回の費用で賄えるものと考えております。以上でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、机とか備品、これ定員といたしますか、職員定数何人で検討されているのか。もちろん、計画に沿っているんだろうと思うんですが、それで、間に合うような感じではやっているんだと思うんですが、逆に余ったりなんかということはないのかどうか。これは想定での話だから何もそれについてどうのこうのありませんが、基本をきちんと捉えてこの数字出してきているのか。極端に言うと、本当は机が幾らで大体聞きたいんだけどそこまでは聞くあれはありませんので、いずれ何かのときに見せていただこうと思いますが、まず、何人体制。

と同時にもう一つは、町民から見たら、窓口の待合所とか何かというのはテーブルとか今までなかったはずなんで、それをスペースも含めてどういうスペースとって、机とか椅子はどういうあれなのか、いわゆる町民サービスといたしますか、町民のための設備というのは今までなかった、新しいもの、当然、考えていると思うんだけど、その辺は充実はどんなふう考えているか、ちょっとお尋ねだけしておきます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。事務机とか、そういったものを積み上げるに当たって計算しているものになっておりますのは、職員としましては155名、あとは、臨時職員の方の席ですとか、共有のパソコンを置くスペースですとか、そういったものを含めて180を超える程度の備品の設置を考えているところでございます。以上でございます。

それで、住民の方のカウンターですとか、そういったものも当然、何々課の前にはそういうカウンターがずらっと並んでいて、向かい側に座っていただいて対応できるようなちゃんとそういうものを設置する予定でございます。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。ちょっと予算からずれるかどうかあれですが、窓口はワンストップ窓口を検討すべきじゃないかと前にあれしましたけど、そういったことで1カ所で仕事を賄えるようなスペースと準備なのか、いわゆる組織がどう考えているかにもかかわってくるんですけど、そういう構想が入っているのかどうかだけちょっと、この備品の準備の中に、2億3,300万円の中に入っているのかどうかちょっと。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。この備品の中に……、窓口のご案内につきましては、まず庁舎入口から入ってきていただきますと、ご自身の要件が何かということどこに行けばいいのかわかるようにエリア、何いうんでしょう、証明書をとるとか、企業の相談をするとか、そういうエリアごとに色でわかったり、視覚的にもわかるような、そういうレイアウトをするようなものになっています。一番正面入口にはそういう窓口的な部分が出てきますけども、基本的にはそういう案内板を見れば、すぐに自分が行くところが1階だ、2階だというのがわかりやすいレイアウトを考えているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。訪れる町民サービスにも向上にもつながるような考えた備品を準備しているという解釈で、ひとつその辺をしっかりと配慮した設置といいますか、購入といいますか、購入して設置をするという、そして、それを運用するということなんで、そういうことで次の質問に入ります。

次の質問は、15ページの一番下、道路新設改良費の中の15節の工事請負費は、附属資料の8ページになりますが、この中で1点だけお尋ねします。この8ページの一番下、町戸花中浜滝の山線道路改良600万円と書いてますが、これはいわゆる第三線堤の工事費という、それにしてもちょっと金額が少ないんで、これはどういう内容なんです、いわゆる第三線堤とのかかわりはどういう関係なんですか、今回のこの600万円というのは。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。一部分に横断管渠の必要な場所がありまして、今回用地買収先行して進めておりまして、例えば仙台土木事務所でやっています坂元川の浚渫土が出た段階でどんどんどんどん土を盛ってもらっているというふうな状況です。

（「簡単に、どんなものというだけ」の声あり）一応その横断暗渠の施工部分の予算計上となっております。道路改良ではなくて、部分的な横断暗渠の設置費という形になっております。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。三線堤とは基本的に直接は、間接的には関係あるんだろうけど直接的には関係ないということなんだね、この予算。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。前提としましては、第三線堤と言われている部分の箇所となります。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。三線堤の一部分のところだというふうに、多分そういうことだ

と思って聞いたんですがそういうことですね。あと、これは予算ですからこれで了解です。

3点目の最後の質問に入りますが、17ページ、これは先ほど学校管理費ということで小学校管理費と中学校管理費ということで、このエアコンの問題ですね、エアコン設置、小学校が150万円、中学校が100万円ということですが、これは町長にお尋ねしますが、これは設置するんだという前提での調査予算というふうに解釈してよろしいんですかね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。そうでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。子供の健康とか考えれば、設置というものはいずれ必要だろうと思いますが、そこの設置するという背景に至った背景ですか、町長にもちょっと県内の設置率、普通教室、どうですかと言ったら、そのときはちょっとあれだったんですが、今、4.1パーセントなんですね、残念というか、現状は。去年29年4月1日の県の発表によれば4.1パーセント、宮城県のですよ、仙台も含めた、私立はちょっとわかりませんが公立小中学校、非常に少ないというか、少ないからどうということではないんですが、4.1と。その辺はどんなふうにお考えなのか、だから反対だとかなんかない意味じゃないですよ。まず、その辺の認識、町長お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的に学校教育環境を少しでも整えると。そしてまた、それが子育てするなら山元町という大きな枠組みの一つというふうになればなというふうな思いもでございます。

あとは、バランスといたしますか、先ほどの課長からの説明もございましたように、災害復旧で整備した第二小学校は、既にそういう環境が整っているというふうな関係も踏まえた対応というふうなことでございます。

もう少し補足すれば、学校の再編というふうな問題も今、遡上に上っている状況もございまして、その辺の前後関係も勘案しながら今回の設置することを前提とした対応の中でも、いわゆる普通教室ですね、普通教室を基本にいたしまして極力それ以外の部屋については再編というふうなものにらんで、場合によっては再編後の状況を見据えた、いわゆる機器の移動といたしますか、そういうふうなことも勘案しながら基本設計を組んでいきたいなというふうな考えでございまして。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。ちょっと町長、認識が違うんじゃないでしょうかね。特別室とか、例えば養護室、保健室とか、音楽室とか、特別室というのは、むしろエアコン普及して随分あれしているんですね。一般教室では4.1パーセント、全体では17パーセント、あるいはよそでもほとんど一般教室は入れていないところは、特別養護室とか特別養護室はむしろ入っているんですね、教職員も含めてね。

それで、急に話が出てきて、別に急ぎで出てきて悪いわけじゃないんですが、よその例なんか調べてみますと、3年ぐらいかけていろいろ調査して必要だということをやっている。その背景には、6月から9月までの間で28度の日は何日あった、29度が何日あった、30度の何日、学校やっている日ですね、31度が幾らあったとか、温度、湿度、総合的にあれして判断してこういうことが必要だということで一気に200万円から300万円かかる、そういったものを設置、ランニングコストがこうだとか全部調べて、3年間かけて調べてやっている。我が町ではそういった現状を調べたのかどうか、これは教育長にお尋ねするんですが、そういうことを踏まえてこれをつくるということ

になったのかどうかという背景。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。済みません。最初、私のほうから先ほどの補足も含めてお答えさせていただきますが、実は先ほど説明の中で、少し前段省略いたしました。既に議員からご指摘のと通りの職員室あるいは養護系の教室については、私は就任間近の中でトイレの洋式化を含めまして一部先行してきた部分がございます、震災の関係もございまして少し中断してきたというふうな、そういう経過がございます。ですから、基本的な部分の急ぐべきところの対応はある程度、先行して対応してきたというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

財源の部分については教育長のほうから補足をさせていただきたいと思います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。学校、普通教室への空調の導入については、確かに岩佐議員おっしゃるとおり、特別教室は充足するような状況で、普通教室はそれほどにはなっていないというのは、宮城県の実情だと思います。

ただ、先ほど町長が申し上げたように、学校の環境整備という点で温暖化で気温が少し上昇みになってきているのではないかということと、あと、実はことしの4月に文部科学省のほうで教室で学習する際の気温の基準というのが文部科学省で示しているんですけど、これまで10度から30度というのが教室のあるべき温度だろうということで、今まではそれに対する暖房設備であるとか、空調はまた別なんですけれどもそれにのっかってやっていたんですけど、ことしの4月にその温度が17度から28度というふうに30度設定が28度とちょっと下がったんですね。その背景には、やはり一般的に生活様式が変わってきて自宅にいるときにエアコンになれてきている、なれるような子供がふえてきたということで、やはりその辺、考慮しなければいけないというのが文部科学省の見直しの背景にあったようなんです。そういうことも含めて学校の環境整備という点では、エアコンの導入というのは積極的に考えていくべきではないかなというふうに考えております。

そして、先ほど話しあった宮城県なり山元町なりの気温の推移とか、湿度とか、そういうことというのは、基本的なところはおっしゃるとおり、押さえた上での導入ということにしていかなければいけないかなとは思いますが、現段階で具体的なことを確認している分については、課長のほうにお答えさせたいと思います。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、私のほうから、県内、ちょっと山元町の気温の確認はとれなかったんですが、互理として30度以上の日数とかは確認はしているんですけども、よろしいでしょうか。

1番（岩佐哲也君）はい。私は、今、教育長からいろいろお話、1つは、山元町の気温とか、そんなんじゃないくてその教室の環境の気温です。例えばそういったものを3カ月ぐらい、3年間ぐらい、6月なり9月の調査してそれを踏まえて、あともう一つは、この3年なり5年なりにそういった温度のときに体がぐあい悪くなった生徒さんが何人いるのかとか、そういうデータというのをとってこうだというのが本来町長の予算づけ、この250万円というのはそういう調査をするのかなと思っていたんですが、どうもそうじゃなくて、冒頭確認したように、これは設置ありきでそういう設備がどうだかということに入るんだという調査なもんだから私、びっくりして、この当初予算が上程されたときには、そういう調査をするのかなと、その調査費用だと思ったんですよ。そういう調査をする必要、あるんじゃないでしょうかという、これは前後は別にしてもこれは決定

ではない、決定って、調査費は仮にここでとったにしたって実際どうすっか、さらに言うならば、電気のエアコンでなくてよそはどんだんガスでやっているんです。ところが、ここガスありませんけどプロパンでやっているんですね、都市ガスないところは。それは設備費は高いけどもランニングコストが7分の1ぐらい、10年スパンで見るとか、15年スパンで見るとか、あるいはどうかによって全然違う。そういったことを調査するのかなと思ったらどうもそうでもないんで、事前調査にこれ金額は別として中身、事前調査、そういうふうにもちよっと裏づけをきちんとして議会に上程してほしいなど。でないといわゆる町民に説明のしようがない。そういうわけで決裁したと。調査費の決裁はいいと思いますけど、設置するときの、設置してほしいと思いますよ、私は。別に反対して言っているんじゃないで、きちんとしたそういう裏づけを踏まえた上で設置するという方向で検討する材料が欲しいというか、当然、やっているんだろと思うんで、この調査費はそういう方向に充てる、すぐに設計幾らかかるか、どこに頼むかでなくてやってほしいなど、やるんだろと思っていたらそうじゃないんですね。その辺の確認。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。これまでの各小学校の子供の状況なんですけれども、昨年1年間の中の状況だったんですけども、熱中症として具体的に熱中症としてぐあい悪くなった子はいませんが、その疑いというふうな子供は、やっぱり各学校1名ないし2名、保健室にという子供は毎年というのは事実でございます。

それから、今回の委託の内容なんですけれども、先ほどガスというふうなお話しあったわけなんですけれども、今回の基本設計の中にエアコン設備の必要な性能、要は容量とか、その辺も踏まえて、ガスも検討には一応、どうなのかというふうな比較をしながら、例えば電源設備の改修が必要であれば、今度ガスがどうなのかというふうなことも踏まえて、電源だけのエアコン設置というふうなことではなく、そういうふうな基本的な部分もちよっと今回の調査の中で行うというふうなのは入っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい。ガスもあれですが、もう一つは、先ほど町長も触れておられましたけれども、学校再編ということで、それこそ3年ぐらい、間もなく結論出る、となると2、3年以内には統合が、もしかすると中学校統合なんか入ってくる。そのときのことも踏まえて今後、調査はいいですよということになってくると思うんで、それだけ申し上げておく。

と同時に、ちよっとこの予算と関係あるんですが、関係、直接的なこの数字じゃないんですが、健康ということからいくと、それと同時に食育とか、30度でも倒れないぐらいの子供の体力つけるにはどうするかというのもあわせてやった上でこういったものをやるというのが基本中の基本だと。やっていないという意味じゃありませんよ。そこももうちよっと啓蒙もしてやると。

と同時に、エアコン1回使うと、どうしても28度というのはちよっと暑いからとすぐ25度、26度でもセットして使うということで、ランニングコストというか、維持費は非常に高くなっている、どこも聞いてみますと、当初予定したよりも。そういうことも含めて総合的に判断すべきじゃないかということで、ちよっと調査費から少し脱線しましたけれどもそういうことを申し上げておきたいと思います。終わります。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。私も2、3点お尋ねします。

まずは12ページ、2款総務費の21目定住促進対策費の中の13節委託料です。1,699万円、お試し移住交流推進プログラムの実施事業業務委託というふうになっていましたけれども、先ほどの説明では花釜区というふうなお話がありました。その中身をちょっと詳しく教えていただければと思いますが、よろしくお願ひします。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。お試し移住交流推進事業につきましては、平成29年度から事業を実施いたしまして3カ年の計画で計画をいたしております。今回は2年目に入るわけですけれども、昨年度につきましては東京都内でのイベントですとか、あと実際に山元町に来ていただいて町の風土ですとか日常生活を体験していただいたり、仕事体験などのお試し移住のプログラムを提供してきたところでございます。昨年度につきましては1泊2日ですとか、2泊3日の短期の滞在で行ってございましたけれども、今年度につきましては、1週間から1カ月程度の中長期のプログラムを予定いたしております。今回の先ほど財政課長のほうから提案理由申し上げたところでございますけれども、花釜地区のほうに現在、京都に在住の建築家の方で、お父様が山元町に住んでいらっしゃるというご縁がありましてログハウスを建築された方がいらっしゃいまして、そちらのほうをお試し移住の事業のほうに使っていただきたいということでの申し出がありまして、私どもで委託を予定している事業者のほうとそちらの使用について調整をさせていただいて、これまで昨年度については宿泊場所は驚足のミガキハウスのほうを利用させていただいていたんですけども、短期の1泊2日、2泊3日については引き続きミガキハウスを利用する予定でありますけれども、中長期の分については、そちらの申し出のありました花釜地区のログハウスを使わせていただいて仕事体験のツアーのほうに利用させていただきたいと現在のところ、予定いたしております。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい。そうしますと、この1週間から1カ月、何回くらいで何人くらいを予定しているのかお尋ねします。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねでございますけれども、中長期のプログラムについては、最長で3カ月まで対応できるような内容で組んでおりまして、3回程度、3組程度といたしますか、3回の予定を組んでおります。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。3組3回ということではよろしいのでしょうか。ということは、1回につき3人、3回ということではよろしいのですか。そんな形での理解でよろしいでしょうか。

町民生活課長（大和田紀子君）はい。3人とは限りませんが、1人かもしれませんし、年間のうちに3回くらいを予定しておりまして、あわせて1泊2日のほうも開催したいと考えてございます。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい。その1泊というか、短期の部分については何回くらいを予定していますか。

町民生活課長（大和田紀子君）はい。短期のほうにつきましても1泊2日を3回、中長期についても、人数は上下するかと思いますけれども、そちらも3回を予定いたしております。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。そうしますと、何人くらいの方をここにお試しとして来ていただくのかということは確認してまずでしょうか。そして、その中身ですね、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。お試し移住の体験受け入れ人数につきましては、平成

30年度は10名を予定いたしております、その中から実際に移住ですとか定住される方の目標数値といたしましては、2人を予定いたしております。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。昨年度、29年度、このお試し移住によってここに住んでみようということで短期でシェアハウスを利用してくださっている方が現在2名ですね。4月までは、あっ、5月までですか、5月までは3名おりましたけれども現在は2名、そういうふうな形、あとは定住をしてくださるということで非常にいいきっかけにはなっていると思いますけれども、やはり委託業者に委託の方々へお願いするだけではなくて、町としても積極的なかわりを持つことを私は切に要望しておきたいと思います。

実はことしの2月でしたっけ、3月かな、関係人口とかの実績発表がありました。一生懸命やってくださっている若い人たちの姿を見ると、だから魅力を感じてここに来てみようと思ったんだというのが改めて感じることはできたんですけども、町の対応が私にはもうちょっとあったかみのある対応にすべきではないかと痛切に感じました。今年度、やる際にはお任せだけではなくきちっとした対応をしていただくようお願いしておきます。以上です。

議長（阿部 均君）回答はよろしいですね。（「はい」の声あり）（「お願いじゃなくてすべきです」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

8番（大和晴美君）はい。附属資料の8款6項2目の施設管理費なんですけれども、公園管理会報償費ということで、対象公園施設が7公園となっておりますが、その7公園とそれから地域活動団体、そして、予算の内訳を教えてください。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。公園の数につきましては、新市街地、3つの新市街地につくりましたつばめの杜中央公園、つばめの杜東公園、つばめの杜西公園、あと山下駅前公園と町東公園、合戦原古墳公園、桜塚公園の7つとなっております、現在、今、公園管理会といいますか、公園の登録している団体的には4団体あります。最大でつばめの杜中央公園が一番大きくて、面積割で報奨金のほうを払うんですけども、つばめの杜中央公園が約1万5,000平米で7万円、あと一番小さいのは桜塚公園で560平米ぐらいで1万2,000円となっております。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

8番（大和晴美君）はい。そうしますと、この広さに応じての金額配分ということでよろしいでしょうか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。広さに応じた形で報奨金のほうを支払うような形になっております。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）（「それに関連していいですか」の声あり）

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それに関連してなんですけれども、その内容はどこまで、管理内容はどこまでを依頼するんでしょうか、管理してもらう部分への報償なのかお尋ねします。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。公園の日常管理ということで草刈り、ごみ拾い、遊具の日常点検などを依頼する予定でおります。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。そうしますと、その中央公園とかの部分の芝生とか緑化の部分については、また別だということで捉えてよろしいんでしょうか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。芝生とか、その辺につきましては、また別途、違う専門

の業者のほうに頼みまして、日常的な雑草がちょっと伸びているのを抜いてもらうとか、その程度のことを考えております。以上です。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。日常的にやはり近くにいる人たちがごみを捨てないというのが基本だと思うんですね、環境美化という部分で。そういうふうな教育をしていくべきだと思いますし、そこを回っていただいてという地域の方々への御礼という気持ちもわかるんですけども、ほかの地域でもそれぞれやっているわけですよね。その辺のことは考慮なさっての今回のこの予算になったんでしょうか、町長にお尋ねいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には議員おっしゃられるように既存行政区の対応もございますので、そういうことは大事にしていかなきゃいけないという部分ございますし、あと一方では、公園というふうなことになりますと、不特定多数というふうな利用の環境もございますので、可能な限り、地元の方に一斉清掃とか、活動を通じて維持管理をしてもらう部分と、一部については今回のような報償費を少しお手伝いをさせていただいてさらに管理をお願いする部分と、その辺をうまく組み合わせながら維持管理をして、みんなできれいにしていけるような協働の取り組みに資することができればなというふうに考えているところでございます。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。この予算化するの、私は決してやぶさかではないと思うんですけども、やはり町民一人一人が、そこを使用した人たちがごみ持ち帰り運動ということを通じて環境美化ということで山元町では徹底してきたはずなんです。ここに来ればみんな自然とごみを拾っているのよね、不思議だねと言われるぐらい、山元町の人のごみ拾いをしたり、草取りをしたり、誰に頼まれることなくやっていたように思われます。そういうふうな人を育てるという意味でも、そういうことも私はお金で解決する問題ではないと思うので、その辺についてもきちっと慎重な対応をこれからしていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。そうですね、基本的な姿勢、取り組みというのは岩佐議員おっしゃるような方向が非常に望ましいわけでございますが、私も役場との往来の中なり、散策の中で周辺見てますと、必ずしも理想どおりにいていない部分もあつたりもします。基本を大事にしながら、少しでも皆さんの力をいい形でおかりできるような仕組み体制づくりを引き続き検討してまいりたいなというふうに思います。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。このお金で人を動かすということではなく、やはり地域の中の人たちとともに汗をかくということが私は大事だと思うので、その辺の姿勢は忘れないでほしいと思っております。

次に入ってよろしいでしょうか、議長。（「はい」の声あり）

13 ページ、予算書の13 ページ、附属資料の2 ページのところなんですけど、3 款の2 項1 目ですね。婚活セミナーとあとは一年成婚達成者への結婚祝金なんですけれども、対象者を何人くらいで件数はどれくらい。そして、婚活セミナーについてもなんですけれども、相談会、パーティーなんかは何回で、対象者をどのように捉えているのかお尋ねします。

議 長（阿部 均君）婚活セミナーね。（「自主的に手を挙げて」の声あり）

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのお尋ねに対しまして、婚活の事業の概要ということでよろしかったですか。まず、結婚セミナー、結婚相談会の開催は同時セットで行って1 回でできればというふうに考えています。婚活セミナーと結婚相談会の内容に

については、婚活を予定しているご家族の方、もしくは本人を対象とした事業を検討してございます。

あと、婚活パーティーに関しましては、こちら1回を回数は予定しております。

あと、一年成婚事業の人数です。少々お待ちください。一年成婚事業に登録される方の想定としては、約10名の事業規模で考えております。

結婚祝金に関しましては、最大6組の成婚者ということで想定での事業化の予算でございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。10人を想定し、6組ということは6組の方に幾らを想定しているのでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。実際の事業のスキームに関しましては、今後、プロジェクトチームの中でも再度、検討することになりますが、現在、予算要求の段階では、今のところ、結婚祝金のほうでよろしかったですか、祝金ですと、現在の予算要求時には町内、結婚して町内にお住まいになった新婚家庭には約20万円、1組、ぐらいの程度がよろしいんじゃないかということで現在、予算要求上ではしております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。一年成婚の部分、要件の中で町内居住というふうに限定されたのは、非常に私は定住促進にもつながるのかなというふうに思いますが、その後、13業務委託の部分の五百二十何万円のうちの349万3,000円、婚活支援事業業務委託、ここの部分の婚活セミナー結婚相談会、そして、婚活パーティー各1回ということでここの349万円というのはその辺の委託の中身がちょっと私は理解できないんですけれども、事業内容について再度、確認させてください。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回のこの補正予算附属資料2ページの中での補正の内訳、①婚活セミナー結婚相談会、②婚活パーティー、③一年成婚事業、これ合わせて、あと祝金ですね、祝金を含めて400万円程度の予算を計上してございますが、まず、結婚セミナー、婚活セミナーと結婚相談会の概算なんですけど約60万円程度の事業費と見込んでございます。婚活パーティーは、この3年間、やってきておまして、約1回のパーティー100万円近くかかるということでマックスで100万円の計上、あと、一年成婚事業に関しまして、こちらまだ詳細は今からになるんですが、予算要求時点ですと、約1組当たり大体ご本人が登録する費用の半額程度、助成できればという考えでございますので、約大体30万円ぐらいかかりますので約半分の15万円掛ける10人で150万円程度と。あわせてあと結婚祝金に関しましては、結婚生活を送るための準備金、設備投資とかのお金、約20万円程度を6組という形での予算計上となっております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。婚活セミナーとかの部分で60万円、そして、パーティー開催、これは自己負担も非常に多く支払いをしながら参加して下さっているというふうに私は当事者から聞いてましたけれども、そこに100万円というのはどんなものなのかなというふうな、1回で100万円、その辺の事業の中身を精査して、もうちょっと精査すべきではないかなというふうに思うんですけれども、今まで2年、3年と経験したとすれば、それはきちっとした生かしたものに、きちっとした精算なりなんなり上がっていたと思うんですけれども、その辺についてもそれを踏まえての今回の予算要求なんでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、過去3年間、イベント、婚活パ

一ディーの事業を実施してきております。その委託金額等々、実績を見ながら精査をして、むらはありますが、安いときで1回当たり80万円、高いときだと、やっぱり90万円ぐらいかかっていますのでマックスで100万円、実際委託する発注の際には再度、これ予算、マックスでとっていますので、精査をしながらなるべく安い経費で最大の効果を上げたいと考えてございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。過去2年、3年、その婚活の精算なりなんなりということで示してほしいというふうにお話をしたことがあったはずですけども、その実績をきちっと報告を見ながら、精査しながらのものでしょうか。議会にも示していただいたでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまお答えしたとおり、過去3年間の実績をもとにマックス100万円での予算計上というのがまず1点目。

2点目に関して議会の報告といたしますと、年度、まとめて3カ年度、かかった費用というふうな報告はしたことはないかと思うんですが、各年度の決算の説明の中ではおのおの委託料としてはご提示している分は、お示ししている分はあるかと思いますが、あわせて必要であれば、後日また提出させていただくこととなりますが。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。提出を求めたいと思います。

議長（阿部 均君）今ですか。（「そろそろ休憩だよ」の声あり）（「提出を求めます」の声あり）

議長（阿部 均君）この際暫時休憩といたします。再開は2時55分といたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）ただいまの配布資料、要求の資料でございませぬので、暫時休憩といたします。至急、準備のほう、お願いします。何分かかりますか。（「10分いただければ」の声あり）再開は3時5分といたします。

午後2時55分 休憩

午後3時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）まだ、資料が整いませぬので、再延長いたします。暫時休憩といたします。再開は3時15分といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）まだ資料の準備ができず、あと10分いただきたいという要請がありますので、再度暫時休憩といたします。再々再度ですかね、暫時休憩といたします。再開は3時25分といたします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）ただいま確認の結果、あと20分ほど要するというのでありますので、この際、3時45分まで暫時休憩といたします。

午後3時25分 休憩

午後3時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）ただいま資料の作成中でございますが、コピーの限界、この人数分を作成しなければなりませんので、あと10分ほど要するというのでございますので、再開は3時55分といたします。

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今出していただきました仕様書の中に婚活の企画チームとか、あとはそれぞれに行うようなものが書いてありました。この中で、ちょっとまだよく見ていないのであれなんですけれども、この中で、例えばこの会議費に幾らとか、あとは婚活をするための会場費に幾らとかという部分も私はちょっと確認したいというふうに思ったんですが、それが出た書類は全然ありません。理解はできません。理解もできないし、納得もできないんですけれども、こういうふうなことであれば、業者に委託するよりもという部分も何度となるお話をさせていただきましたので、その辺も含め検討していただきたいと思います。どれくらい、どの金が100万円と言うけど、大体頭ではわかるんですけどその中身がわからないという私の単純なる疑問からなんですけれども、ほかの人たちも多分理解できていなかったと思うんです。そういうことをきちっと示していただきたいというふうに思って、私は以上で終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい。今の件なんですけど、非常に仕様書ということで要求して、結果、仕様書よこしていただいたんですけども、この仕様書見ても何のために報告書なりを要求した

のかというのは、この100万円の内訳について知りたいということで資料提供を申し入れたんですよ。

ですから、さっきいろいろなやりとり、実績報告書、この100万円のもとになっているのは何なのかということなんです。それはそんなに難しい話ではなくて、100万円を決めているんですから、というのは、その実績に基づいて、先ほどの説明では実績に基づいて100万円という数値を示したんですよ。その実績というのは、去年は、28年度は80万円、そして、29年度は90万円、そして、それは先ほど一番最初に出してもらった数値を見せていただければ、なるほどな、その根拠は数字的にはそうだなと。その内訳が欲しいと。そのことによって事業が正確というか、仕様どおりやられているのか、あるいは婚活が求めるような内容になっているのかとか、そういうことを判断して次に生かすという意味で先ほど内容、求めたと思うんです。

それがここでその根拠が明確にならないまま、これを簡単にじゃ逆に言うと、我々議会の立場として、議員の立場としてこれを簡単に認めることができるかどうかということから示していただきたかったんです。まだいまだにその80万円の内容、90万円の内容というのがね、まだ我々に伝わっていない。この仕様書、こんなに、せっかく出してもらってあれなんですけども、これをこの場で提出してもらって確認するとすると、これまた時間かかってしまうんですよ、せっかく出していただいたんですけども、これをうちに帰ってゆっくり読ませていただきたいと思うんですけども、そういうことで、何のための議会というか、一般会計補正を確認しているかというのと、理解して、そっちは理解してほしい、こっちは理解した上で、ああ、これは正当なる事業だね、これは当然、大いにやってほしい、やるべきだ、あるいはここに示されている何百万円って、300万円だよ。もし我々が求めているその婚活を成功させて、そして、成婚させて、そして、ここに定着してもらおうという事業を考えたときには、もしかすると、その内容を説明受けたときにこんではちょっと足んないんでないかとかいうような話になることも考えられるの。それを我々がそういうことを説明してもらって、そして、我々がチェックしてこんなものでしょうね、妥当な線ですねとかということによってこれを通すというか、この案をね、ということになるんですが、残念ながらこの件に関しては十分理解を得る納得のできる内容のものにはなっていない。いいわ、町長、ここで余りしないから、そういう説明、もしあるんだったらということでお伺いいたします

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。まず、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

ただいまのお尋ねの中で、費用、幾らかというお話でございますが、前段渡した資料からいきますと、3年間の事業で、例えば27年度は98万円の請負額ですね。直近でしたら29年は180万円の請負があると。

こちら業務委託ということで発注してございまして、今、議員おっしゃった詳細な数字に関しては、業務委託ですと、予定価格、今のところ、公表していませんで、小さな積み上げまでちょっとこの場でお示しすると、今後の発注にちょっとかわりますので、できればこの委託金額でのお話ということにさせていただければと思います。

それで、実際、金額、起工額、こちらで考える額が、例えば500万円であっても入札ですから低い業者、お金を低く入れた業者に事業をお願いすることになります。結果、去年であれば、マレッジさんのほうが180万円で、山元町が幾らかわからないけども

積算した仕様書に基づいた事業を実施するに当たり、うちの会社は180万円でできますよという結果の数字でございます。これを単純に割ると、やはりおっしゃるとおり、1人当たり2万4,000円と。去年であれば、180万円事業で76名参加、1人当たり2万4,000円かかっているというふうな高い数字にはなるんですが、先ほどちょっと手持ち資料でさきの岩佐議員さんに見ていただいたんですが、それらの事業報告書、その1人当たり2万4,000円かかっている内容としては、このような形で全て事業実績としてうちで発注した仕様書に基づいた事業報告書が出てきてございます。例えば前回、去年は婚活パーティー2回やっているんですが、そのパーティーの前に参加する男性の方、集めて事前セミナーを行う。そうすると、事前セミナーをもとにこれだけの実績、こういう仕事をして山元町の仕様書どおり仕事しましたよ。次に、例えば第1回目のスイーツ婚であれば、こういうふうな写真とかあるんですが、このような形で山元町の仕様どおりやりましたよというのでこのような結果になってございます。

実際には今後の発注にかかわるので金額は言えないんですが、去年であればマレッジさん、おとしであればGRAさんが、この金額なら山元町の考えている事業はできるという単価の積算でございます。もちろん、やっぱり予定額よりは安い業者が1番落札になりますので、これよりは基本的には高くうちのほうでは、この事業をするにはそれだけかかるんだよという積み上げのもとに発注していると。通常の議員さんおっしゃるとおりに事業実績報告書というのも、よく補助事業とかでは事業計画書に基づいてこれだけかかりましたというのが出てくるんですが、やはりそれは自主的な事業であってそれに対する妥当性ということでは、おっしゃるとおりだと思います。この業務委託に関しましては、今のところの予定価格の公表しないので、できればこの請負の金額でもって、去年であれば1人当たり2万4,000円はかかっているんですが、これでも予定価格よりは低い数字で請け負ってきた業者で、結果は今回一覧表という形で出ささせていただきましたが、岩佐議員さんの了解でこれだけの資料がそこにはかかっているというふうなことでご理解を賜ればと思います。

9番（遠藤龍之君）はい。そういうのを最初に言うていただければ、何もこんなに混乱することも、ただ、それにしても、1人頭2万4,000円というと、それにプラス参加費で取って、そして、成立している。そういう話になってくると、素人考えなんだけども、そこにも若干の、逆に言うと、そのくらいかけているんだったらもっともって人が集まって、そして、本当に楽しい、2万4,000円プラス5,000円だと、1人頭3万のパーティーといたら、私はそういうところさに行かれないななんて思うところなんだけども、というふうに単純に疑問に思ってしまうのね。合わせて3年間やっていて、それで多分いろいろなうわさが耳に入ってきている部分もあるし、その辺をさらになると混乱してしまうんでここでそういう話をするつもりはさらさらないんですが、そういう声もあってこの問題については、多分に疑問視している、問題視しているのかなど。これは全く私の個人的な推測、臆測の話ですから余り。ということもあっての話なんです。

そして、そういうふうに思っているときに、なかなかこの文書が出てこないとなってくると、何だ何だ何だなんてますます思われなくてもいいようなことが思われてしまうということにもなるんで、この辺の文書管理等々とか、こんなに時間かかるなんていうのは、もう本当にあるもの出せばいいだけの話ではないかと我々は思うんだけど、そ

ういうことも含めて、やっぱりもう少しこのことについては悪い事業でないんだから、どこでもやっている、そして、深刻な問題なんだから、そして、そういったものは本当くけんかする中身でないんだ、執行部も議会もね、一緒になって力を合わせてやんねくてねえ事業なんですよ。お互いにすっきりとした形で協力し合いながら進めるためには、やっぱり不信感を持たないような、持たれないような取り組みをするべきだということで、私は終わります、この件については。

議長（阿部 均君）回答は要らないですね。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい。予算書13ページから14ページにかけての4の1の4の13と15の保健センターの改修設計、それから工事費についてですが、設計と工事費で1,400万円、どの程度のことを考えて今回提出しておられるのか。例えば照明だけに限定しているんですよとか、それから床暖房を入れますよとか、そういうふうな具体的なことがわかれば教えていただきたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。今回の設計と工事費についてですが、保健センターの改修費、おっしゃるとおりでございます。主にどこかという、基本水回り、トイレが一番主として今回の考えでございます。前に一度、町長のほうが回答いたしました、小学校であったり、公民館であったり洋式トイレ化を図ってございます。その辺、保健センターのほう、そこちょっと遅れてとりまして今回、おくれればせながら水洗と、あと授乳室とか、よくトイレにあるオムツかえるスペースとか、その辺はちょっと重点的に直したいと。

あと、おっしゃるとおり、床のじゅうたんとカーテンとかも若干老朽化してございます。あと電球もできればもうちょっと明るい形にしたいと思っております、まずは水周りトイレ、あとは一部玄関もスロープも入りづらくなっている、その辺を直しながら、基本部屋の構造は余り変えないんですが、いわゆるリフォームする形、トイレ、玄関、壁、電気、カーテンが主な改修箇所だというふうに考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。大体改修の場所、わかりましたが、そのぐらいやるとすれば、1,000万円ではとてもとても私は無理なような気がするんですが、これは単年度ではなくて来年も再来年度もまた予算をつけてやっていくというふうなお考えなのかどうか、その辺についてお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。まずは、今年度、事業予定している箇所がこの1,000万円ということで計上して予算のほうに要求させていただきました。

まず、メイン、今回の改修としての考え方として、まず1つは、町長説明してまいりましたネウボラ、山元版ネウボラを開始すると。それにあわせて子育て世代、妊娠期から産後までの保護者とお子さんが安心して保健センターに来て健診を受けたり、保健師、助産師と相談したりというようなそこをメインでの改修でございます。使いながらもうちょっと実際の声を聞きながらこのような形でまたさらにいろんな改修が必要であれば、次年度以降、要求させていただくこともあるかと思いますが、まずは現段階で1,000万円最低限の先ほど言ったトイレ、玄関等の修繕を考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。わかりました。私は、健診とか定期健診で使わせていただいておりますので、確かに世代が広く使う施設でもありますので、よく検討されていい施設にしていただければと思います。その件についてはわかりました。

それから、もう1点、18ページの10の6の3の体育施設費の18備品購入費、トレーニング機器購入費とありますが、このトレーニング機器については、恐らく体育文化センターのトレーニング室の機器だろうと私は想像しておるわけですが、今回この備品を、いわゆる備品ですので多分10万円以上を想定して私は話をしているわけですが、どの年代に使用させるような器具を考えているのか教えてください。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。今回導入しようとしている機器が全部で3台なんですけども、ということは、1台当たり100万円以上ということになります。100万円以上というのは、逆に今度助成金を受ける一定要件になっているということで、大型のスポーツトレーニング機器ということになるんですけども、基本的には高校生以上ということの第一義を考えているということになります。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい。台というふうな表現をいたしましたので、多分そうすると、ギア式とか油圧式の複合のウエートトレーニング機器というふうに私は解釈しました。ただ、基本的には、一番ウエートトレーニングの効果があるのはフリーウエートを使ったウエートトレーニングというふうに通称言われておりますね。それで、それが一番広世代というか、広い広範囲の世代に使ってやっても効果がある。特に現在は山元町ではダンベル体操というふうなものが非常に多く活用されておりますので、そういうふうな方向まで進めるといふふうなお考えはないわけですね。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。まず、トレーニング機器についてはあるものを有効活用するという視点の中で、今、どういうものが世の中、求められているかというところから、新しいものに古いものから更新するという視点を持って対応します。

今回新しく機器を導入するんですけども、新たな取り組みといたしまして専門トレーナーによる利用講習会を実施したいと考えています。その関係する予算についても措置はさせて当初予算の段階でさせていただいておりますけれども、具体的には、例えば仙台大学のスポーツトレーナーの方を講師にお招きして、まず最初に山元町にはスポーツ推進員という方がいらっしゃいますので、そういった方たちにまず最初にお伝えをして、それで、二次的には登録されている方々にお伝えすると、あるいは直接登録されている方々にトレーナーからお伝えすると、そういう場面もいろいろ工夫をしながら、これまでにない取り組みを今年度はしていきたいと考えております。以上です。（「はい、結構です」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（大和晴美君）はい。ただいまの関連質問になりますけれども、新しい機器が現在、3台入っていると思うんですね。それも使うに当たって決められた日に講習会を受けないと使われないというふうに聞いているんですけど、それについては、今、ご説明あったように、講習を受けた後でないと使用できないということですのでよろしいでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。やはりその機器を安全に使っていただくという観点からは、まず一旦その使用説明を受けていただいてそれで使い方などを習得していただいた後に、実際に自分のお好きな時間に利用していただくというスタイルをとっています。

今回生涯学習だよりの中に年間の生涯学習カレンダーを刷り込んで全戸配布させていただいておりますけれども、基本的には第4土曜日の夜……、金曜日かな、の夜という

ことで時間も事前にお示ししながら、参加しやすい形を周知するというのもあわせて進めておりますので、そういった形で今年度は運用していきたいと考えています。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい。財源のことなんですが、10ページの財政調整基金取り崩し増5億7,900万円、5億8,000万円、約6億が今回の補正の10億の半分以上、それに過疎債1億7,000万円ですか、というような構成になっているんですが、この配分先といいますか、これまでの例だと、ここで取り崩して後で補助で、何で返ってくるとか、復興何とかで特別財源で入ってくるとかというふうなことで、最後になるとこの辺が穴埋めできるというような経緯なんですけど、今回については、この辺はどういう、多分そうではないと思うんですが、しかしながら、9億がほとんど公約分の政策的予算というふうな説明なんですけど、そういった一般財源の厳しい財源、財政事情の中でこうした使われ方がいいのか悪いかではなくて、とりあえずはその辺の流れについて、流れといいますか、理解について確認したいと思います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。お答えいたします。今回につきましては財政調整基金の繰入金の増といたしまして5億7,938万3,000円ということで計上しております。これにつきましては、歳出の部分でいろいろと補助事業ですとか、そういったものをご説明させていただきましたけれども、10分の10の補助事業であれば、一般財源使う必要はないんですけれども、復興交付金であれば5分の4ですとか、そういった補助率の裏としては一般財源を充てているということになりますので、そういったものを積み上げた結果が5億7,938万3,000円になっているというような構成でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。そういうことを聞いているんでないだけんとも、いずれ、だからそうすると、後で返ってくるものは何もないというふうになると、ほとんどが一般財源、5億7,900万円、それで対応している今回の中身になるんだよね。そして、約9億円が政策的経費ということでどんどん公約に合わせたものにそこに投入しているということなんで、そういうことなんですけど。でき得るならば、もしかすると、これは後々、何かの形で返ってくるようになっているのか、その前に投資というか、この年間の中でとりあえず当面それでやっておいて、後の補助なりなんなり、決定したとき、確定したときにまた戻ってくるとかという性格の中身のものも入っているのかどうかというようなこと、多分買い物の中で大きいのは新庁舎の備品購入とか、あと大きいのは、どこかさあつげんとそういうのは多分その対象にはならないんだべなど。あと、企業誘致、関連のね。企業誘致だと、こいつとりあえず町で買って置いてさっと売ったときにまた戻ってくるというような性質のもんだったら、後でそれは5億7,000万円がその分、穴埋めされるというふうには考えられるだけんとも、その辺の割合というか、中身がどの程度なのかなという確認の質問でございます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。失礼いたしました。今、議員ご指摘いただいたとおり、企業誘致の1億7,000万余の費用ですとか、そういったものは企業誘致を進めていく中で用地を買っていただくということになれば、それがまた収入として入ってくる、そういった性格になります。

そのほかにも特別交付税、そういったものが充てられる事業も入ってございますので、

そういうことになりますので、5億何千万がそのまま出ていってしまうというものではございません。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい。16ページの土木費、公有財産の購入とか、物件及び立木補償費の、これ内訳、ちょっと教えていただけますか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。まず、公有財産の購入費でございますが、内訳としましては、山寺畑中線、東街道線。（「ちょっとゆっくり言ってけね」の声あり）全て読み上げたほうがよろしいですか。（「うん」の声あり）山寺畑中線、宅地の購入費で70万円、あと東街道線、これも用地の買収費になりますが、これ150万円、次、上平浜原線、これも用地買収費でございますが245万円、あと、山下北保育所線、これも用地買収費、これ50万円、あと合戦原赤坂線、これも用地買収費で155万円、合計670万円となっております。あと補償費も……。 （「その下の物件及び立木補償費」の声あり）

補償費になりますけれども、これは東街道線、これは補償費になりますが15万円、上平浜原線10万円、今のところ、予算を上げている部分という形になります。

ちょっと補足ですけれども、当然、この辺の買収費というのは算定をかける部分があるので、近隣の買収の実績とか、そういったものの概算額で今、予算のほうは要望しております、これが必ずしも契約額とイコールではないという形はちょっと補足はさせていただきます。（「わかっています」の声あり）、あと、補償費の山下北保育所線が202万円、合戦原赤坂線が250万円、合計477万円となっております。あくまでも予算要求ベースの金額という形になります。（「保育所のところ、ちょっとわかんないんだけど」の声あり）山下北保育所線が202万円です。（「わかりました、いいです」の声あり）

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。13ページから14ページですが、子育て世代、先ほど伊藤貞悦議員からも話がありましたけれども、保健センターの改修費1,000万円、ここと老朽化に伴うということだったんですけれども、公民館との整合性は、中央公民館との整合性はどのように図られるのでしょうか。中央公民館も結構老朽化しているんですけれども、この前の町長の答弁では、もう廃止するような方向性での回答……。

議長（阿部 均君）岩佐議員さん、中央公民館の部分でなくて、質疑ですから保健福祉センターから余りはみ出さないような質疑を。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。保健センターの1,000万円での補修はいいんですけれども、そのそこに伴う中央公民館とかの部分もちょっと関係があるかなと思って質問させていただきます。

保健センターはこのまま残すというふうな形での補修ということで、修繕と考えてよろしいか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一般質問の中でも一つのケース、事例としてお話しさせていただいたというふうに思いますけれども、あくまでも保健センターについては、今後、少なくとも10年程度は耐用年数を勘案した場合は、ほかの施設と重複する施設でもございませんので単独でも使っていくような方向性を今、考えているというふうなことでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。保健センターの部分というと、1階の下の部分だけなんですけどそこだけを単独で使っていくというような考えでよろしいんでしょうか、そういう見込みでよろしいんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まだそこまでの詳細な考え方ということじゃなくて、まず、保健センターの機能を維持するためにはということでお考えをいただければありがたいなというふうに思います。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。保健センターの機能を残すというようなことはわかりますけれども、あそこは一体なはずです。その辺も鑑みながら今後、検討していただければと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第38号平成30年度山元町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第27号を議題とします。

本案は、6月7日、産建教育常任委員会に付託し、本定例会中の審査期限としておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。産建教育常任委員会委員長、高橋建夫君登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（高橋建夫君）はい、議長。

委員会審査報告書

本委員会は、平成30年6月7日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

議案第27号山元町東日本大震災遺構保存条例、可決すべきもの。

なお、可決すべきものとなりましたが、今回の審査を踏まえ、今後、メモリアル広場も含め新規の運営管理条例や設置条例、また関連規則等を提案の際は、当委員会や全員協議会に対し協議及び意見交換の持てるスケジュールを考慮し、早目に行うことを遵守されるよう要望しておきたいと思います。

平成30年6月13日

山元町議会議長 阿部 均殿
産建教育常任委員会委員長 高橋建夫
以上です。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 27 号山元町東日本大震災遺構保存条例を採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。
議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 11. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。
各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第 74 条の規定によりお手元に配布のとおり、継続調査の申し出が提出されております。
お諮りします。
各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。
各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第 12. 議員派遣の件を議題とします。
地方自治法第 100 条第 13 項及び山元町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。
ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。
お諮りします。
ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取り扱いは議長一任とすることに決定しました。

議 長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回山元町議会定例会を閉会します。

午後4時34分 閉 会
